

デザイン保護法

1961.12.31 法律第 951 号	1998.09.23 法律第 5576 号	2011.12.02 法律第 11111 号
1973.02.08 法律第 2057 号	2001.02.03 法律第 6413 号	他法改正 2013.03.23 法律第 11690 号
1973.12.31 法律第 2660 号	2002.01.26 法律第 6626 号	全文改正 2013.05.28 法律第 11848 号
1976.12.31 法律第 2957 号	2002.12.11 法律第 6767 号	他法改正 2013.07.30 法律第 11962 号
1980.12.31 法律第 3327 号	2004.12.31 法律第 7289 号	一部改正 2014.01.21 法律第 12288 号
1982.11.29 法律第 3568 号	2005.05.31 法律第 7556 号	一部改正 2016.01.27 法律第 13840 号
1986.12.31 法律第 3894 号	2006.03.03 法律第 7869 号	一部改正 2016.02.29 法律第 14032 号
1990.01.13 法律第 4208 号 (全文改正)	2007.01.03 法律第 8187 号	一部改正 2017.03.21 法律第 14686 号
1993.03.06 法律第 4541 号	2007.05.17 法律第 8456 号	一部改正 2018.04.17 法律第 15579 号
1993.12.10 法律第 4595 号	2008.02.29 法律第 8852 号	一部改正 2019.01.08 法律第 16203 号
1995.01.05 法律第 4894 号	2008.12.26 法律第 9223 号	一部改正 2020.10.20 法律第 17526 号
1995.12.29 法律第 5082 号	2009.01.03 法律第 9381 号	一部改正 2020.12.22 法律第 17725 号
1997.04.10 法律第 5329 号	2009.06.09 法律第 9764 号	一部改正 2021.04.20 法律第 18093 号
1997.08.22 法律第 5354 号	2010.02.04 法律第 10012 号	一部改正 2021.08.17 法律第 18404 号
	2011.06.30 法律第 10809 号	一部改正 2021.10.19 法律第 18500 号

第 1 章 総則

第 1 条(目的) この法は、デザインの保護と利用を図ることにより、デザインの創作を奨励して産業発展に貢献することを目的とする。

第 2 条(定義) この法で使用する用語の意味は、次の通りである。

- “デザイン”とは、物品[物品の部分、字体及び画像を含む。以下同じ]の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通じて美感を起こさせるものをいう。
- “字体”とは、記録や表示又は印刷等に使用するために共通的な特徴を有する形態で作られた一組の文字体(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。

2 の 2. “画像”とは、デジタル技術または電子的方式で表現される図形・記号等[器機の操作に利用されたり機能が発揮されることに限定し、画像の部分を含む]をいう。

- “登録デザイン”とは、デザイン登録を受けたデザインをいう。
- “デザイン登録”とは、デザイン審査登録及びデザイン一部審査登録をいう。
- “デザイン審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件を全て取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。

6. “デザイン一部審査登録”とは、デザイン登録出願がデザイン登録要件のうち一部のみを取り揃えているかどうかを審査して登録することをいう。

7. “実施”とは、次の各目の区分による行為をいう。

イ. デザインの対象が物品(画像は除く)である場合、その物品を生産・使用・譲渡・貸与・輸出または輸入したり、その物品を譲渡または貸与するために請約(譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

ロ. デザインの対象が画像である場合、その画像を生産・使用または電気通信回線を通じた方法で提供したり、その画像を電気通信回線を通じた方法で提供するために、請約(電気通信回線を通じた方法で提供するための展示を含む。以下同じ)する行為または、その画像を保存した媒体を譲渡・貸与・輸出・輸入したり、その画像を保存した媒体を譲渡・貸与するために請約(譲渡や貸与のための展示を含む。以下同じ)する行為

第3条(デザイン登録を受けることができる者) ①デザインを創作した人又はその承継人はこの法で定めるところによってデザイン登録を受けることができる権利を有する。但し、特許庁又は特許審判員職員は相続又は遺贈の場合を除いては在職中にデザイン登録を受けることができない。

②2人以上が共同でデザインを創作した場合にはデザイン登録を受けることができる権利を共有する。

第4条(未成年者等の行為能力) ①未成年者・被限定後見人又は被成年後見人は法定代理人によらなければデザイン登録に関する出願・請求、その他の手続き(以下“デザインに関する手続き”という)を踏むことができない。但し、未成年者と被限定後見人が独立して法律行為をすることができる場合には、この限りでない。

②第1項の法定代理人は後見監督人の同意なしに相手方が請求したデザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審に対する手続きを踏むことができる。

第5条(法人ではない社団等) 法人ではない社団又は財団として代表者又は管理人が決められている場合にはその社団又は財団の名前でデザイン一部審査登録異議申立人、審判の請求人・被請求人又は再審の請求人・被請求人になることができる。

第6条(在外者のデザイン管理人) ①国内に住所又は営業所がない者(以下“在外者”という)は、在外者(法人の場合にはその代表者)が国内に滞留する場合を除いてはその在外者のデザインに関する代理人として国内に住所又は営業所がある者(以下“デザイン管理人”という)によらなければデザインに関する手続きを踏み、またはこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に対して訴えを提起することができない。

②デザイン管理人は委任された権限の範囲でデザインに関する手続き及びこの法又はこの法による命令に従って行政庁がした処分に関する訴訟で本人を代理する。

第7条(代理権の範囲) 国内に住所又は営業所がある者からデザインに関する手続きを踏むことを委任された代理人(デザイン管理人を含む。以下同じ)は特別に権限が委任されなければ次の各号の行為をすることができない。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ、デザイン権の放棄
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ
4. 第119条又は第120条による審判請求

5. 復代理人の選任

第 8 条(代理権の証明) デザインに関する手続きを踏む者の代理人の代理権は書面で証明しなければならない。

第 9 条(行為能力等の欠陥に対する追認) 行為能力又は法廷代理権がなく、またはデザインに関する手続きを踏むのに必要な権限の委任に欠陥がある者が踏んだ手続きは補正された当事者若しくは法定代理人が追認すれば行為をしたときに遡及してその効力が発生する。

第 10 条(代理権の不消滅) デザインに関する手続きを踏む者の委任を受けた代理人の代理権は次の各号の事由があっても消滅しない。

1. 本人の死亡或いは行為能力の喪失
2. 本人である法人の合併による消滅
3. 本人である受託者の信託任務終了
4. 法定代理人の死亡若しくは行為能力の喪失
5. 法定代理人の代理権消滅或いは変更

第 11 条(個別代理) デザインに関する手続きを踏む者の代理人が 2 人以上であれば特許庁長又は特許審判院長に対してそれぞれの代理人が本人を代理する。

第 12 条(代理人の選任又は交替命令等) ①特許庁長又は第 132 条によって指定された審判長(以下“審判長”といふ)は、デザインに関する手続きを踏む者がその手続きを円滑に遂行することができず、または口述心理で陳述する能力がないと認められる等その手続きを踏むことに適当でないと認めれば代理人がその手続きを踏むことを命ずることができる。

② 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続きを踏む者の代理人がその手続きを円滑に遂行することができず、または口述心理で陳述する能力がないと認められる等その手続きを踏むことに適当でないと認めればその代理人を変えることを命ずることができる。

③ 特許庁長又は審判長は、第 1 項及び第 2 項の場合に弁理士をして代理するようにすることを命ずることができる。

④ 特許庁長又は審判長は、第 1 項又は第 2 項によって代理人の選任又は交替命令をした場合には第 1 項によるデザインに関する手続きを踏む者又は第 2 項による代理人がその前に特許庁長又は特許審判院長に対してもデザインに関する手続きの全部又は一部をデザインに関する手続きを踏む者の申請によって無効にすることができます。

第 13 条(複数当事者の代表) ①2 人以上が共同でデザインに関する手続きを踏む時には、次の各号のいずれかに該当する事項を除いては各自が皆を代表する。但し、代表者を選定して特許庁長又は特許審判院長に届ければその代表者が皆を代表する。

1. デザイン登録出願の放棄・取下げ
2. 申請の取下げ
3. 請求の取下げ

4. 第 52 条による出願公開の申請

5. 第 119 条又は第 120 条による審判請求

②第 1 項但し書きによって届ける場合には代表者に選任された事実を書面で証明しなければならない。

第 14 条(「民事訴訟法」の準用) この法で代理人に関して特別に規定したことを除いては「民事訴訟法」第 1 編第 2 章第 4 節を準用する。

第 15 条(在外者の裁判管轄) 在外者のデザイン権又はデザインに関する権利に関してデザイン管理人がいればそのデザイン管理人の住所又は営業所を、デザイン管理人がいなければ特許庁所在地を「民事訴訟法」第 11 条による財産がある所と見る。

第 16 条(期間の計算) この法又はこの法による命令で定めた期間の計算は、次の各号による。

1. 期間の初日は計算に入れない。但し、その期間が午前 0 時から始める場合には、この限りでない。
2. 期間を月又は年間に決めた場合には、暦によって計算する。
3. 月又は年の初めから期間を起算しない場合には、最後の月又は年でその起算日に該当する日の前日で期間が満了する。但し、月又は年に決めた場合に最後の月に該当する日がなければ、その月の最後の日で期間が満了する。
4. デザインに関する手続きで期間の最後の日が土曜日或いは祝日(「勤労者の日制定に関する法律」による勤労者の日を含む)に該当すれば、期間はその翌日に満了する。

第 17 条(期間の延長等) ①特許庁長又は特許審判院長は、請求によって又は職権で第 69 条によるデザイン一部審査登録異議申立理由等の補正期間、第 119 条又は第 120 条による審判の請求期間を 30 日以内で一回だけ延長することができる。但し、交通が不便な地域にいる者の場合には、産業通商資源部令で定めるところによってその回数及び期間を追加で延長することができる。

② 特許庁長・特許審判院長・審判長又は第 58 条による審査官(以下“審査官”という)は、この法によってデザインに関する手続きを踏む期間を決めた場合には、請求によってその期間を短縮又は延長し、または職権でその期間を延長することができる。この場合、特許庁長等はその手続きの利害関係人の利益が不当に侵害されないように短縮又は延長可否を決めなければならない。

③ 審判長又は審査官はこの法によってデザインに関する手続きを踏む期日を決めた場合には、請求によって又は職権でその期日を変更することができる。

第 18 条(手続きの無効) ①特許庁長又は特許審判院長は、第 47 条による補正命令を受けた者が指定された期間内にその補正をしなければデザインに関する手続きを無効にすることができる。

② 特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項によってデザインに関する手続きが無効になった場合に指定された期間を守ることができなかったことが**正当な事由**によるものと認められるときには、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に補正命令を受けた者の請求によってその無効処分を取り消すことができる。但し、指定された期間の満了日から 1 年が経った時には、この限りでない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第 1 項による無効処分又は第 2 項本文による無効処分の取り消し処分をする時

には、その補正命令を受けた者に処分通知書を送達しなければならない。

第 19 条(手続きの追後補完) デザインに関する手続きを踏んだ者が責任を負うことができない事由で次の各号による期間を守ることができなかった場合には、その事由が消滅した日から 2 ヶ月以内に守ることができなかつた手続きを追後補完することができる。但し、その期間の満了日から 1 年が経った時には、この限りでない。

1. 第 119 条又は第 120 条による審判の請求期間
2. 第 160 条による再審請求の期間

第 20 条(手続きの効力承継) デザイン権又はデザインに関する権利に関して踏んだ手続きの効力は、そのデザイン権又はデザインに関する権利の承継人に及ぶ。

第 21 条(手続きの続行) 特許庁長又は審判長は、デザインに関する手続きが特許庁又は特許審判員に係属中のときデザイン権又はデザインに関する権利が移転されれば、そのデザイン件又はデザインに関する権利の承継人に対してその手続きを続行させることができる。

第 22 条(手続きの中止) デザインに関する手続きが次の各号のいずれかに該当する場合には、特許庁又は特許審判院に係属中の手続きは中止される。但し、手続きを踏むことを委任された代理人がいる場合には、この限りでない。

1. 当事者が死亡した場合
2. 当事者である法人が合併によって消滅した場合
3. 当事者が手続きを踏む能力を喪失した場合
4. 当当事者の法定代理人が死亡し、またはその代理権を喪失した場合
5. 当当事者の信託による受託者の任務が終わった場合
6. 第 13 条第 1 項各号以外の部分但し書きによる代表者が死亡し、またはその資格を喪失した場合
7. 破産管財人等一定な資格によって自分の名前で他人のために当事者になった者がその資格を喪失し、または死亡した場合

第 23 条(中断された手続きの承継) 第 22 条によって特許庁又は特許審判院に継続中の手続きが中断された場合には、次の各号の区分による者がその手続きを承継しなければならない。

1. 第 22 条第 1 号の場合: その相続人・相続財産管理人又は法律によって手続きを継続する者。但し、相続人は相続を放棄することができる間にはその手続きを承継することができない。
2. 第 22 条第 2 号の場合: 合併によって設立され、または合併後存続する法人
3. 第 22 条第 3 号及び第 4 号の場合: 手続きを踏む能力を回復した当事者又は法定代理人になった者
4. 第 22 条第 5 号の場合: 新しい受託者
5. 第 22 条第 6 号の場合: 新しい代表者又は各当事者
6. 第 22 条第 7 号の場合: 同じ資格を有する者

第 24 条(承継申請) ① 第 22 条によって中断された手続きに関する承継申請は、第 23 条各号に規定された者ができる。この場合、その相手方は特許庁長又は第 130 条による審判官(以下“審判官”という)に第 23 条各号に規定され

た者に対して承継申請することを命ずるように要請することができる。

②特許庁長又は審判長は、第 22 条によって中断された手続きに関する承継申請がある時にはその事実を相手方に知らせなければならない。

③ 特許庁長又は審判官は、第 22 条によって中断された手続きに関する承継申請に対して職権で調査して理由がないと認めれば決定で棄却しなければならない。

④特許庁長又は審判官は、第 23 条各号に規定された者が中断された手続きを承継しなければ職権で期間を決めて承継を命じなければならない。

⑤第 4 項によって承継命令を受けた者が同じ項による期間に承継しなければ、その期間が終わる日の翌日に承継したものと見る。

⑥特許庁長又は審判長は、第 5 項によって承継があるものと見た場合には、その事実を当事者に知らせなければならない。

第 25 条(手続きの中止) ①特許庁長又は審判官が天災地変若しくはその他の不可避な事由でその職務を遂行することができない時には、特許庁又は特許審判院に継続中の手続きはその事由がなくなるまで中止される。

②当事者に特許庁又は特許審判院に継続中の手続きを続行することができない障害事由が生じた場合には、特許庁長又は審判官は決定で障害事由が解消されるまでその手続きの中止を命ずることができる。

③特許庁長又は審判官は、第 2 項による決定を取り消すことができる。

④第 1 項及び第 2 項による中止又は第 3 項による取り消しをした時には、特許庁長又は審判長はその事実をそれぞれ当事者に知らせなければならない。

第 26 条(中断又は中止の効果) デザインに関する手続きが中断され、または中止された場合にはその期間の進行は中止され、その手続きの承継通知をし、またはその手続きを続行した時から全体期間が新たに進行される。

第 27 条(外国人の権利能力) 在外者である外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いてデザイン権又はデザインに関する権利を享受することができない。

1. その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合

2. 大韓民国がその外国人に対してデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合には、その外国人が属する国家で大韓民国国民に対してその国民と同じ条件でデザイン権又はデザインに関する権利を認める場合

3. 条約及びこれに準すること(以下 “条約”という)によってデザイン権又はデザインに関する権利が認められる場合

第 28 条(書類提出の効力発生時期) ①この法又はこの法による命令に従って特許庁長又は特許審判院長に提出する出願書・請求書、その他の書類(品物を含む。以下この条で同じ)は、特許庁長又は特許審判院長に到達した日からその効力が発生する。

②第 1 項の出願書・請求書、その他の書類を郵便で特許庁長又は特許審判院長に提出する場合には、次の各号の区分による日に特許庁長又は特許審判院長に到達したものと見る。但し、デザイン権及びデザインに関する権利の登録申請書類を郵便で提出する場合には、その書類が特許庁長又は特許審判院長に到達した日から効力が発生する。

1. 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかな場合:表示された日
 2. 郵便法令による通信日付印に表示された日が明らかではない場合:郵便局に提出した日(郵便物受領証で証明した日をいう)
- ③第1項及び第2項で規定した事項以外に郵便物の遅延、郵便物の亡失及び郵便業務の中止による書類提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第29条(固有番号の記載) ①デザインに関する手続きを踏む者は、産業通商資源部令で定めるところによって特許庁長又は特許審判院長に自分の固有番号の付与を申請しなければならない。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項による申請を受けると申請者に固有番号を付与してその事実を知らせなければならない。

③特許庁長又は特許審判院長は、第1項によって固有番号を申請しない者には職権で固有番号を付与してその事実を知らせなければならない。

④第2項又は第3項によって固有番号を受けた者がデザインに関する手続きを踏む場合には、産業通商資源部令で定める書類に自分の固有番号を書かなければならぬ。この場合、この法又はこの法による命令にもかかわらずその書類に住所(法人の場合には営業所の所在地をいう)を書かないことができる。

⑤デザインに関する手続きを踏む者の代理人に関しては、第1項から第4項までの規定を準用する。

⑥固有番号の付与申請、固有番号の付与及び通知、その他固有番号に関する必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第30条(電子文書によるデザインに関する手続きの遂行) ①デザインに関する手続きを踏む者は、この法によって特許庁長又は特許審判院長に提出するデザイン登録出願書、その他の書類を産業通商資源部令で定める方式に従て電子文書化してこれを情報通信網を利用して提出し、または移動式貯蔵装置又は光ディスク等電子的記録媒体に収録して提出することができる。

②第1項によって提出された電子文書は、この法によって提出された書類同じ効力を持つ。

③第1項によって情報通信網を利用して提出された電子文書は、その文書の提出人が情報通信網を通じて受付番号を確認することができる時に特許庁又は特許審判院で使用する受付用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で受け付けられたものと見る。

④第1項によって電子文書で提出することができる書類の種類・提出方法、その他電子文書による書類の提出に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第31条(電子文書利用申告及び電子署名) ①電子文書でデザインに関する手続きを踏もうとする者は、あらかじめ特許庁長又は特許審判院長に電子文書利用申告をしなければならぬ、特許庁長又は特許審判院長に提出する電子文書に提出人が分かるように電子署名をしなければならない。

②第30条によって提出された電子文書は、第1項による電子署名をした者が提出したものと見る。

③第1項による電子文書利用申告手続き、電子署名方法等に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第32条(情報通信網を利用した通知等の遂行) ①特許庁長、特許審判院長、審判長、審判官、第70条第3項によって指定された審査長(以下“審査長”という)又は審査官は、第31条第1項によって電子文書利用申告をした者に

書類の通知及び送達(以下“通知等”という)をしようとする場合には、情報通信網を利用してすることができる。

②第1項によって情報通信網を利用した書類の通知等は、書面したことと同じ効力を持つ。

③第1項による書類の通知等は、その通知等を受ける者が自分が使用する電算情報処理組職を通じてその書類を確認した時に特許庁又は特許審判院で使用する発送用電算情報処理組職のファイルに記録された内容で到達したものと見る。

④第1項によって情報通信網を利用して行う通知等の種類・方法等に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第2章 デザイン登録要でも及びデザイン登録出願

第33条(デザイン登録の要件) ①工業上利用することができるデザインとして次の各号のいずれかに該当するものを除いては、そのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。

1. デザイン登録出願前に国内又は国外で公知され、または公然に実施されたデザイン
2. デザイン登録出願前に国内又は国外で頒布された刊行物に掲載され、または電気通信回線を通じて公衆が利用することができるようになったデザイン
3. 第1号又は第2号に該当するデザインと類似したデザイン

②デザイン登録出願前にそのデザインが属する分野で通常の知識を有する人が次の各号のいずれかによって容易に創作することができるデザイン(第1項各号のいずれかに該当するデザインは除く)は、第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 第1項第1号・第2号に該当するデザイン又はこれらの結合
2. 国内又は国外で広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合

③デザイン登録出願したデザインがその出願をした後に第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報に掲載された他のデザイン登録出願(そのデザイン登録出願日前に出願されたものに限定する)の出願書の記載事項及び出願書に添付された図面・写真又は見本に表現されたデザインの一部と同一であり、または類似した場合にそのデザインは第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。但し、そのデザイン登録出願の出願人と異なるデザイン登録出願の出願人が同じ場合には、この限りでない。

第34条(デザイン登録を受けることができないデザイン) 次の各号のいずれかに該当するデザインに対しては、第33条にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

1. 国旗、国章、軍旗、勲章、褒章、記章、その他の公共機関等の標章と外国の国旗、国章又は国際機関等の文字若しくは表紙と同一であり、または類似したデザイン
2. デザインが与える意味や内容等が一般人の通常的な道徳観念若しくは善良な風俗に行き違い、または公共秩序を害する恐れがあるデザイン
3. 他人の業務と関連された物品と混同をもたらす恐れがあるデザイン
4. 物品の機能を確保するのに不可欠な形状だけになったデザイン

第35条(関連デザイン) ①デザイン権者又はデザイン登録出願人は、自分の登録デザイン又はデザイン登録出願し

たデザイン(以下“基本デザイン”という)とだけ類似のデザイン(以下“関連デザイン”という)に対しては、その基本デザインのデザイン登録出願日から1年以内にデザイン登録出願された場合に限って第33条第1項各号及び第46条第1項・第2項にもかかわらず関連デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第1項によってデザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインとだけ類似したデザインは、デザイン登録を受けることができない。

③基本デザインのデザイン権に第97条による専用実施権(以下“専用実施権”という)が設定されている場合には、その基本デザインに関する関連デザインに対しては第1項にもかかわらずデザイン登録を受けることができない。

第36条(新規性喪失の例外) ①デザイン登録を受けることができる権利を有する者のデザインが第33条第1項第1号または第2号に該当するようになった場合、そのデザインはその日から12ヶ月以内にその者がデザイン登録出願したデザインに対して同条第1項及び第2項を適用する時には同条第1項第1号又は第2号に該当しないものと見る。但し、そのデザインが条約若しくは法律によって国内又は国外で出願公開又は登録公告された場合にはこの限りでない。

②第1項本文の適用を受けようとする者は、次の各号のいずれかの時期に該当する時にその趣旨を書いた書面とこれを証明することができる書類を特許庁長又は特許審判院長に提出しなければならない。

1. 第37条によるデザイン登録出願書を提出する時、この場合証明することができる書類はデザイン登録出願日から30日以内に提出しなければならない。
2. 第62条によるデザイン登録拒絶決定又は第65条によるデザイン登録決定(以下“デザイン登録可否決定”という。)の通知書が発送される前まで。この場合、証明できる書類は趣旨を記した書面を提出した日から30日以内に提出するが、デザイン登録可否決定前まで提出しなければならない。
3. 第68条第3項によるデザイン一部審査登録異議申立に対する答弁書を提出する時
4. 第134条第1項による審判請求(デザイン登録無効審判の場合に限定する)に対する答弁書を提出する時

第37条(デザイン登録出願) ①デザイン登録を受けようとする者は、次の各号の事項を書いたデザイン登録出願書を特許庁長に提出しなければならない。

1. デザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. デザイン登録出願人の代理人がいる場合には、その代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. デザインの対象になる物品及び第40条第2項による物品類(以下“物品類”という)
4. 単独のデザイン登録出願又は関連デザインのデザイン登録出願(以下“関連デザイン登録出願”という)の可否
5. 基本デザインのデザイン登録番号又はデザイン登録出願番号(第35条第1項によって関連デザインでデザイン登録を受けようとする場合だけ該当する)
6. デザインを創作した人の氏名及び住所
7. 第41条による複数デザイン登録出願の可否
8. デザインの数及び各デザインの一連番号(第41条によって複数デザイン登録出願をする場合にだけ該当する)
9. 第51条第3項に規定された事項(優先権主張をする場合だけ該当する)

②第1項によるデザイン登録出願書には、各デザインに関する次の各号の事項を書いた図面を添付しなければならない。

1. デザインの対象になる物品及び物品類
2. デザインの説明及び創作内容の要点
3. デザインの一連番号(第 41 条によって複数デザイン登録出願をする場合にだけ該当する)
- ③ デザイン登録出願人は、第 2 項の図面を替えてデザインの写真又は見本を提出することができる。
- ④ デザイン一部審査登録出願をすることができるデザインは、物品類区分のうち産業通商資源部令で定める物品に限定する。この場合、該当物品に対してはデザイン一部審査登録出願だけで出願することができる。
- ⑤ 第 1 項から第 4 項まで規定されたこと以外にデザイン登録出願に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 38 条(デザイン登録出願日の認定等) ① デザイン登録出願日は、デザイン登録出願書が特許庁長に到達した日とする。但し、デザイン登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りでない。

1. デザイン登録を受けようとする趣旨が明確に表示されない場合
 2. デザイン登録出願人の氏名若しくは名称が書かれておらず、または明確に書かれておらずデザイン登録出願人を特定することができない場合
 3. 図面・写真又は見本が提出されず、または図面に書かれた事項が鮮明でなく認識することができない場合
 4. ハングルで書かれていない場合
- ② 特許庁長は、デザイン登録出願が第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録を受けようとする者に相当な期間を決めて補完することを命じなければならない。
- ③ 第 2 項による補完命令を受けた者がデザイン登録出願を補完する場合には、手続き補完に関する書面(以下この条で“手続き補完書”という)を提出しなければならない。
- ④ 特許庁長は、第 2 項による補完命令を受けた者が指定期間に内にデザイン登録出願を補完した場合には、その手続き補完書が特許庁長に到達した日を出願日と見る。但し、第 41 条によって複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインにだけ補完が必要な場合には、その一部デザインに対する手続き補完書が特許庁長に到達した日を複数デザイン全体の出願日と見る。
- ⑤ 特許庁長は、第 2 項による補完命令を受けた者が指定期間に内に補完をしない場合には、そのデザイン登録出願を不適切な出願と見て返戻することができる。第 41 条によって複数デザイン登録出願されたデザインのうち一部デザインだけ補完しなかった場合にも同じである。

第 39 条(共同出願) 第 3 条第 2 項によるデザイン登録を受けることができる権利が共有の場合には、共有者皆が共同でデザイン登録出願をしなければならない。

第 40 条(1 デザイン 1 デザイン登録出願) ① デザイン登録出願は 1 デザインごとに 1 デザイン登録出願とする。

② デザイン登録出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める物品類区分に従わなければならない。

第 41 条(複数デザイン登録出願) デザイン登録出願をしようとする者は、第 40 条第 1 項にもかかわらず産業通商資源部令で定める物品類区分で同じ物品類に属する物品に対しては 100 以内のデザインを 1 デザイン登録出願(以下“複数デザイン登録出願”という)とすることができる。この場合、1 デザインごとに分離して表現しなければならない。

第 42 条(一組の物品のデザイン) ① 2 以上の物品が一組の物品で同時に使用される場合、その一組の物品のデザ

インが一組全体として統一性がある時には 1 デザインでデザイン登録を受けることができる。

②第 1 項による一組の物品の区分は、産業通商資源部令で定める。

第 43 条(秘密デザイン) ①デザイン登録出願人は、デザイン権の設定登録日から 3 年以内の期間を決めてそのデザインを秘密にすることを請求することができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインに対しては出願されたデザインの全部又は一部に対して請求することができる。

②デザイン登録出願人は、デザイン登録出願をした日から最初のデザイン登録料を出す日まで第 1 項の請求をすることができる。但し、第 86 条第 1 項第 1 号及び第 2 項によってその登録料が免除された場合には、第 90 条第 2 項各号のいずれかによって特許庁長がデザイン権を設定登録するまですることができる。

③デザイン登録出願人又はデザイン権者は、第 1 項によって指定した期間を請求によって短縮し、または延長することができる。この場合、その期間を延長する場合にはデザイン権の設定登録日から 3 年を超過することができない。

④特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、秘密デザインの閲覧請求に応じなければならない。

1. デザイン権者の同意を受けた者が閲覧請求した場合
2. その秘密デザインと同一であり、または類似したデザインに関する審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審又は訴訟の当事者若しくは参加人が閲覧請求した場合
3. デザイン権侵害の警告を受けた事実を疎明した者が閲覧請求した場合
4. 法院又は特許審判院が閲覧請求した場合

⑤第 4 項によって秘密デザインを閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、または知った内容を漏らしてはならない。

⑥第 52 条による出願公開申請をした場合には、第 1 項による請求は撤回されたものを見る。

第 44 条(無権利者のデザイン登録出願と正当な権利者の保護) デザイン創作者ではない者としてデザイン登録を受けることができる権利の承継人ではない者(以下“無権利者”という)がしたデザイン登録出願が第 62 条第 1 項第 1 号に該当してデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、その無権利者のデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は無権利者がデザイン登録出願した時にデザイン登録出願したものと見る。但し、デザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された日から 30 日が経った後に正当な権利者がデザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

第 45 条(無権利者のデザイン登録と正当な権利者の保護) 無権利者という事由でデザイン登録に対する取り消し決定又は無効審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願後にした正当な権利者のデザイン登録出願は取り消し又は無効となったその登録デザインのデザイン登録出願時にデザイン登録出願したものと見る。但し、取り消し決定又は無効審決が確定された日から 30 日が経った後デザイン登録出願をした場合には、この限りでない。

第 46 条(先出願) ①同一であり、または類似したデザインに対して他の日に 2 以上のデザイン登録出願がある場合には、先にデザイン登録出願した者だけがそのデザインに関してデザイン登録を受けることができる。

②同一であり、または類似したデザインに対して同じ日に 2 以上のデザイン登録出願がある場合には、デザイン登録出願人が協議して決めた一つのデザイン登録出願人だけがそのデザインに対してデザイン登録を受けることができる。協議が成り立たず、または協議ができない場合には、どのデザイン登録出願人もそのデザインに対してデザイン

登録を受けることができない。

③デザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、または第 62 条によるデザイン登録拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定された場合、そのデザイン登録出願は第 1 項及び第 2 項を適用する時には最初からなかったものと見る。但し、第 2 項後段に該当して第 62 条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、この限りでない。

④無権利者がしたデザイン登録出願は、第 1 項及び第 2 項を適用する時には最初からなかったものと見る。

⑤特許庁長は、第 2 項の場合にデザイン登録出願人に期間を決めて協議の結果を届けることを命じてその期間内に申告がなければ第 2 項による協議は成立されなかつたものと見る。

第 47 条(手続きの補正) 特許庁長又は特許審判院長は、デザインに関する手続きが次の各号のいずれかに該当する場合には期間を決めてデザインに関する手続きを踏む者に補正を命じなければならない。

1. 第 4 条第 1 項又は第 7 条に違反された場合
2. この法又はこの法による命令で定めた方式に違反された場合
3. 第 85 条により出さなければならない手数料を出さない場合

第 48 条(出願の補正と要旨変更) ①デザイン登録出願人は、最初のデザイン登録出願の要旨を変更しない範囲でデザイン登録出願書の記載事項、デザイン登録出願書に添付した図面、図面の記載事項若しくは写真又は見本を補正することができる。

②デザイン登録出願人は、関連デザイン登録出願を単独のデザイン登録出願に、単独のデザイン登録出願を関連デザイン登録出願に変更する補正をすることができる。

③デザイン登録出願人は、デザイン一部審査登録出願をデザイン審査登録出願に、デザイン審査登録出願をデザイン一部審査登録出願に変更する補正をすることができる。

④第 1 項から第 3 項までの規定による補正は、次の各号で決めた時期にすることができる。

1. デザイン登録可否決定の通知書が発送される前まで
2. 第 64 条による再審査の請求期間
3. 第 120 条によってデザイン登録拒絶決定に対する審判を請求する場合には、その請求日から 30 日以内

⑤第 1 項から第 3 項までの規定による補正が最初のデザイン登録出願の要旨を変更することでデザイン権の設定登録後に認められた場合には、そのデザイン登録出願はその補正書を提出した時にデザイン登録出願したものと見る。

第 49 条(補正却下) ①審査官は、第 48 条による補正がデザイン登録出願の要旨を変更するものである時には、決定でその補正を閣下しなければならない。

②審査官は、第 1 項による却下決定をした場合には、**第 119 条による補正却下決定に対する審判請求期間**が過ぎる前まではそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対して却下決定をした場合にはその一部デザインをいう)に対するデザイン登録可否決定をしてはならない。

③審査官は、デザイン登録出願人が第 1 項による却下決定に対して第 119 条によって審判を請求した場合には、その審決が確定されるまでそのデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインに対する却下決定に対して審判を請求した場合にはその一部デザインをいう)の審査を中止しなければならない。

④第1項による却下決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならぬ。

第50条(出願の分割) ①次の各号のいずれかに該当する者は、デザイン登録出願の一部を1以上の新しいデザイン登録出願に分割してデザイン登録出願をすることができる。

1. 第40条に違反して2以上のデザインを1デザイン登録出願で出願した者
2. 複数デザイン登録出願をした者

②第1項によって分割されたデザイン登録出願(以下“分割出願”という)がいる場合、その分割出願は最初にデザイン登録出願をした時に出願したものと見る。但し、第36条第2項第1号又は第51条第3項及び第4項を適用する時には、この限りでない。

③第1項によるデザイン登録出願の分割は、第48条第4項による補正をすることができる期間にすることができる。

④分割の基礎となったデザイン登録出願が第51条により優先権を主張したデザイン登録出願である場合には、第1項により分割出願をしたときに、その分割出願についても優先権主張をしたものとみなす、分割の基礎となったデザイン登録出願について第51条により提出された書類または書面がある場合には、その分割出願についても該当書類または書面が提出されたものとみなす。

⑤第4項により、第51条による優先権主張をしたものとみなす分割出願については、分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部または一部を取り下げることができる。

第51条(条約による優先権主張) ①条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国の国民がその当事国又は他の当事国に出願した後同一なデザインを大韓民国にデザイン登録出願して優先権を主張する場合には、第33条及び第46条を適用する時その当事国又は他の当事国に出願した日を大韓民国にデザイン登録出願した日と見る。大韓民国国民が条約によって大韓民国国民に出願に対する優先権を認める当事国に出願した後同一なデザインを大韓民国にデザイン登録出願した場合にもまた同じである。

②第1項によって優先権を主張しようとする者は、優先権主張の基礎となる最初の出願日から6ヶ月以内にデザイン登録出願をしなければ優先権を主張することができない。

③第1項によって優先権を主張しようとする者は、デザイン登録出願時にデザイン登録出願書にその趣旨と最初に出願した国名及び出願年月日を書かなければならない。

④第3項によって優先権を主張した者は、第1号の書類又は第2号の書面をデザイン登録出願日から3ヶ月以内に特許庁長に提出しなければならない。ただし、第2号の書面は産業通商資源部令で定める国家の場合のみ該当する。

1. 最初に出願した国家の政府が認証する書類としてデザイン登録出願の年月日を記した書面及び図面の謄本
2. 最初に出願した国家のデザイン登録出願の出願番号及びその他に出願を確認することができる情報等産業通商資源部令で定める事項を記した書面

⑤第3項によって優先権を主張した者が第4項の期間内に同項に規定された書類を提出しなかった場合には、その優先権主張は効力を喪失する。

第52条(出願公開) ①デザイン登録出願人は、産業通商資源部令で定めるところによって自分のデザイン登録出願に対する公開を申請することができる。この場合、複数デザイン登録出願に対する公開は出願されたデザインの全部又は一部に対して申請することができる。

②特許庁長は、第1項による公開申請がある場合には、そのデザイン登録出願に関して第212条によるデザイン公報(以下“デザイン公報”という)に掲載して出願公開をしなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第34条第2号に該当する場合には、出願公開をしないことができる。

③第1項による公開申請は、そのデザイン登録出願に対する最初のデザイン登録可否決定の謄本が送達された後にはすることができない。

第53条(出願公開の効果) ①デザイン登録出願人は、第52条による出願公開があった後そのデザイン登録出願されたデザイン又はこれと類似したデザインを業として実施した者にデザイン登録出願されたデザインであることを書面で警告することができる。

②デザイン登録出願人は、第1項によって警告を受け、または第52条によって出願公開されたデザインであることを知ってそのデザイン登録出願されたデザイン又はこれと類似したデザインを業として実施した者にその警告を受け、または第52条によって出願公開されたデザインであることを知った時からデザイン権の設定登録時までの期間の間その登録デザイン又はこれと類似したデザインの実施に対して合理的に受けることができる金額に相当する補償金の支給を請求することができる。

③第2項による請求権は、そのデザイン登録出願されたデザインに対するデザイン権が設定登録された後でなければ行使することができない。

④第2項による請求権の行使は、デザイン権の行使に影響を及ぼさない。

⑤第2項による請求権を行使する場合には、第114条、第118条又は「民法」第760条・第766条を準用する。この場合、「民法」第766条第1項中“被害者若しくはその法定代理人がその損害及び加害者を知った日”は“該当のデザイン権の設定登録日”と見る。

⑥デザイン登録出願が第52条によって出願公開された後次の各号のいずれかに該当する場合には、第2項による請求権は最初から発生しなかったものと見る。

1. デザイン登録出願が放棄・無効又は取り下げられた場合
2. デザイン登録出願に対して第62条によるデザイン登録拒絶決定が確定された場合
3. 第73条第3項によるデザイン登録取り消し決定が確定された場合
4. 第121条によるデザイン登録を無効にするという審決(第121条第1項第4号による場合は除く)が確定された場合

第54条(デザイン登録を受けることができる権利の移転等) ①デザイン登録を受けることができる権利は移転することができる。但し、基本デザイン登録を受けることができる権利と関連デザイン登録を受けることができる権利は共に移転しなければならない。

②デザイン登録を受けることができる権利は、質権の目的とすることができない。

③デザイン登録を受けることができる権利が共有の場合には、各共有者は他の共有者皆の同意を受けなければその持分を譲渡することができない。

第55条(情報提供) 誰でもデザイン登録出願されたデザインが第62条第1項各号のいずれかに該当されデザイン登録されることができないという趣旨の情報を証拠と共に特許庁長又は特許審判院長に提供することができる。

第 56 条(拒絶決定された出願の公報掲載) 特許庁長は、第 46 条第 2 項後段によって第 62 条によるデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定された場合には、そのデザイン登録出願に関する事項をデザイン公報に掲載しなければならない。但し、デザイン登録出願されたデザインが第 34 条第 2 号に該当する場合には掲載しないことができる。

第 57 条(デザイン登録を受けることができる権利の承継) ①デザイン登録出願前にデザイン登録を受けることができる権利の承継に対しては、その承継人がデザイン登録出願をしなければ第 3 者に対抗することができない。
 ②同じ者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が 2 以上の場合として同じ日に 2 以上のデザイン登録出願がある時には、デザイン登録出願人が協議して決めた者にだけ承継の効力が発生する。
 ③デザイン登録出願後にはデザイン登録を受けることができる権利の承継は相続若しくはその他の一般承継の場合を除いてはデザイン登録出願人変更申告をしなければその効力が発生しない。
 ④デザイン登録を受けることができる権利の相続若しくはその他の一般承継がある場合には、承継人は遅滞なくその趣旨を特許庁長に届けなければならない。
 ⑤同じ者からデザイン登録を受けることができる権利を承継した者が 2 以上の場合として同じ日に 2 以上のデザイン登録出願である変更申告がある時には、申告をした者の間に協議して決めた者にだけ申告の効力が発生する。
 ⑥第 2 項及び第 5 項の場合には第 46 条第 5 項を準用する。

第 3 章 審査

第 58 条(審査官による審査) ①特許庁長は、審査官にデザイン登録出願及びデザイン一部審査登録異議申立を審査するようにする。

②審査官の資格に関して必要な事項は、大統領令で定める。

第 59 条(専門機関の指定等) ①特許庁長は、デザイン登録出願を審査する時に必要であると認めれば専門機関を指定して先行デザインの調査、その他大統領令で定める業務を依頼することができる。
 ②特許庁長は、デザイン登録出願の審査に必要であると認める場合には、関係行政機関、該当デザイン分野の専門機関又はデザインに関する知識と経験が豊かな人に協助を要請し、または意見を聞くことができる。この場合、特許庁長は予算の範囲で手当たり又は費用を支給することができる。
 ③第 1 項による専門機関の指定基準、先行デザインの調査等の依頼に必要な事項は、大統領令で定める。

第 60 条(専門機関指定の取り消し等) ①特許庁長は、第 59 条第 1 項による専門機関が第 1 号に該当する場合はその指定を取り消さなければならず、第 2 号に該当する場合にはその指定を取り消し、または 6 ヶ月以内の期間を決めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

1. 偽り若しくはその他不正な方法で指定を受けた場合
 2. 第 59 条第 3 項による指定基準に合わなくなつた場合
- ② 特許庁長は、第 1 項によって指定を取り消し、または業務停止を命じるためには聴聞をしなければならない。

③第1項による処分の詳細基準と手続き等に関する必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第61条(優先審査) ①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当するデザイン登録出願に対しては審査官に他のデザイン登録出願に優先して審査するようにすることができる。

1. 第52条による出願公開後デザイン登録出願人ではない者が業としてデザイン登録出願されたデザインを実施していると認められる場合
2. 大統領令で定めるデザイン登録出願として緊急に処理する必要があると認められる場合

②特許庁長は、複数デザイン登録出願に対して第1項によって優先審査をする場合には第1項各号のいずれかに該当する一部デザインだけ優先して審査するようにすることができる。

第62条(デザイン登録拒絶決定) ①審査官は、デザイン審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、または同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条から第35条まで、第37条第4項、第39条から第42条まで及び第46条第1項・第2項によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反された場合

②審査官は、デザイン一部審査登録出願が次の各号のいずれかに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. 第3条第1項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、または同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
2. 第27条、第33条(第1項各号以外の部分及び第2項第2号だけ該当する)、第34条、第37条第4項及び第39条から第42条までの規定によってデザイン登録を受けることができない場合
3. 条約に違反された場合

③審査官は、デザイン一部審査登録出願として第35条による関連デザイン登録出願が第2項各号のいずれかに該当する場合にはデザイン登録拒絶決定をしなければならない。

1. デザイン登録を受けた関連デザイン又はデザイン登録出願された関連デザインを基本デザインで表示した場合
2. 基本デザインのデザイン権が消滅した場合
3. 基本デザインのデザイン登録出願が無効・取下げ・放棄され、またはデザイン登録拒絶決定が確定された場合
4. 関連デザインのデザイン登録出願人が基本デザインのデザイン権者又は基本デザインのデザイン登録出願人と異なる場合
5. 基本デザインと類似しない場合
6. 基本デザインのデザイン登録出願日から1年が経った後にデザイン登録出願された場合
7. 第35条第3項によってデザイン登録を受けることができない場合

④審査官は、デザイン一部審査登録出願に関して第55条による情報及び証拠が提供された場合には、第2項にもかかわらずその情報及び証拠に基づいてデザイン登録拒絶決定をすることができる。

⑤複数デザイン登録出願に対して第1項から第3項までの規定によってデザイン登録拒絶決定をする場合、一部デザインにだけ拒絶理由があればその一部デザインに対してのみデザイン登録拒絶決定をすることができる。

第 63 条(拒絶理由通知) ①審査官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン登録出願人にあらかじめ拒絶理由(第 62 条第 1 項から第 3 項までに該当する理由をいい、以下“拒絶理由”という)を通知して期間を決めて意見書を提出することができる機会を与えるなければならない。

1. 第 62 条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合
 2. 第 66 条の 2 第 1 項による職権再審査をして取消されたデザイン登録決定前に、すでに通知した拒絶理由でデザイン登録拒絶決定をしようとする場合
- ②複数デザイン登録出願されたデザインの中で一部デザインに対して拒絶理由がある場合には、そのデザインの一連番号、デザインの対象になる物品及び拒絶理由を具体的に書かなければならぬ。

第 64 条(再審査の請求) ①デザイン登録出願人は、そのデザイン登録出願に関してデザイン登録拒絶決定(再審査によるデザイン登録拒絶決定は除く)謄本の送達を受けた日から 3 ヶ月(第 17 条第 1 項によって第 120 条による期間が延長された場合にはその延長された期間をいう)以内に第 48 条第 1 項から第 3 項までの規定による補正をしてデザイン登録出願に対して再審査を請求することができる。但し、第 120 条による審判請求がある場合には、この限りでない。

- ②デザイン登録出願人は、第 1 項による再審査の請求と共に意見書を提出することができる。
- ③第 1 項本文による要件を取り揃えて再審査が請求された場合、そのデザイン登録出願に対して従前に成り立ったデザイン登録拒絶決定は取り消されたものと見る。
- ④第 1 項による再審査の請求は取下げすることができない。

第 65 条(デザイン登録決定) 審査官は、デザイン登録出願に対して拒絶理由を発見することができない時にはデザイン登録決定をしなければならない。この場合、複数デザイン登録出願されたデザインの中で一部デザインに対して拒絶理由を発見することができない時にはその一部デザインに対してデザイン登録決定をしなければならない。

- 第 66 条(職権補正)** ①審査官は、第 65 条によるデザイン登録決定をする時にデザイン登録出願書又は図面に書かれた事項が明白に間違った場合には、職権で補正(以下“職権補正”という)をすることができる。
- ②第 1 項によって審査官が職権補正をした場合には、第 67 条第 2 項によるデザイン登録決定謄本の送達と共にその職権補正事項をデザイン登録出願人に知らせなければならない。
 - ③デザイン登録出願人は、職権補正事項の全部又は一部を受け入れることができない場合には、第 79 条第 1 項によってデザイン登録料を出すまでその職権補正事項に対する意見書を特許庁長に提出しなければならない。
 - ④デザイン登録出願人が第 3 項によって意見書を提出した場合、該当職権補正事項の全部又は一部は最初からなかったものと見る。
 - ⑤第 4 項によって職権補正の全部又は一部が最初からなかったものと見る場合、審査官はそのデザイン登録決定を取り消し最初から再度審査しなければならない。

第 66 条の 2(デザイン登録決定以後の職権再審査) ①審査官はデザイン登録決定をした出願について、明白な拒絶理由を発見した場合には、職権でデザイン登録決定を取消し、そのデザイン登録出願を再び審査(以下“職権再審査”という。)することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りでない。

1. 拒絶理由が第 35 条第 1 項、第 37 条第 4 項、第 40 条から第 42 条までに該当する場合

2. そのデザイン登録決定によりデザイン権が設定登録された場合

3. そのデザイン登録出願が取り下げられたり、放棄された場合

②第 1 項により審査官が職權再審査をするには、デザイン登録決定を取り消すという事実をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

③デザイン登録出願人が第 2 項による通知を受ける前に、そのデザイン登録出願が第 1 項第 2 号または第 3 号に該当することになった場合には、デザイン登録決定の取消は、最初からなかったものとみなす。

第 67 条(デザイン登録可否決定の方式) ①デザイン登録可否決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。

②特許庁長は、デザイン登録可否決定をした場合にはその決定の謄本をデザイン登録出願人に送達しなければならない。

第 68 条(デザイン一部審査登録異議申立) ①誰でもデザイン一部審査登録出願によってデザイン権が設定登録された日からデザイン一部審査登録公告日後 3 ヶ月になる日までそのデザイン一部審査登録が次の各号のいずれかに該当することを理由に特許庁長にデザイン一部審査登録異議申立をすることができる。この場合、複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては各デザインごとにデザイン一部審査登録異議申立をしなければならない。

1. 第 3 条第 1 項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、または同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合

2. 第 27 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条第 2 項・第 3 項、第 39 条及び第 46 条第 1 項・第 2 項に違反された場合

3. 条約に違反された場合

②デザイン一部審査登録異議申立をする者(以下“異議申立である”という)は、次の各号の事項を書いたデザイン一部審査登録異議申立書に必要な証拠を添付して特許庁長に提出しなければならない。

1. 異議申立者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. 異議申立者の代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名

3. デザイン一部審査登録異議申立の対象になる登録デザインの表示

4. デザイン一部審査登録異議申立の趣旨

5. デザイン一部審査登録異議申立の理由及び必要な証拠の表示

③審査長は、デザイン一部審査登録異議申立がある時にはデザイン一部審査登録異議申立て副本をデザイン一部審査登録異議申立の対象となった登録デザインのデザイン権者に送達して期間を決めて答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

④デザイン一部審査登録異議申立に関しては、第 121 条第 4 項を準用する。

第 69 条(デザイン一部審査登録異議申立理由等の補正) 異議申立人は、デザイン一部審査登録異議申立をした日から 30 日以内にデザイン一部審査登録異議申立書に書いた理由又は証拠を補正することができる。

第 70 条(審査・決定の合議体) ①デザイン一部審査登録異議申立は、審査官 3 人で構成される審査官合議体で審

査・決定する。

②特許庁長は、各デザイン一部審査登録異議申立に対して審査官合議体を構成する審査官を指定しなければならない。

③特許庁長は、第2項によって指定された審査官のうち1人を審査長に指定しなければならない。

④審査官合議体及び審査庁に関しては、第131条第2項、第132条第2項及び第133条第2項・第3項を準用する。

第71条(デザイン一部審査登録異議申立審査での職権審査) ①デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をする時には、デザイン権者若しくは異議申立人が主張しなかった理由に対しても審査することができる。この場合、デザイン権者若しくは異議申立人に期間を決めてその理由に関して意見を陳述することができる機会を与えなければならない。

②デザイン一部審査登録異議申立に関する審査をする時には、異議申立人が申請しなかった登録デザインに関しては審査することができない。

第72条(デザイン一部審査登録異議申立の併合又は分離) 審査官合議体は、2以上のデザイン一部審査登録異議申立を併合し、または分離して審査・決定することができる。

第73条(デザイン一部審査登録異議申立に対する決定) ①審査官合議体は、第68条第3項及び第69条による期間が経った後にデザイン一部審査登録異議申立に対する決定をしなければならない。

②審査長は、異議申立人がその理由及び証拠を提出しなかった場合には、第68条第3項にもかかわらず第69条による期間が経った後に決定でデザイン一部審査登録異議申立を却下することができる。

③審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立が理由があると認められる時には、その登録デザインを取り消すという趣旨の決定(以下“デザイン登録取り消し決定”という)をしなければならない。

④デザイン登録取り消し決定が確定された時には、そのデザイン権は最初からなかったものと見る。

⑤審査官合議体は、デザイン一部審査登録異議申立が理由がないと認められる時には、その異議申立を棄却するという趣旨の決定(以下“異議申立棄却決定”という)をしなければならない。

⑥デザイン一部審査登録異議申立に対する却下決定及び異議申立棄却決定に対しては不服することができない。

第74条(デザイン一部審査登録異議申立に対する決定方式) ①デザイン一部審査登録異議申立に対する決定は、次の各号の事項を書いた書面でしなければならず、決定をした審査官はその書面に記名捺印しなければならない。

1. デザイン一部審査登録異議申立事件の番号
2. デザイン権者と異議申立人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
3. デザイン権者と異議申立人の代理人がいる場合には代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
4. 決定と関連されたデザインの表示
5. 決定の結論及び理由
6. 決定年月日

②審査長は、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定をした場合には、決定謄本を異議申立人とデザイン権者

に送達しなければならない。

第 75 条(デザイン一部審査登録異議申立の取下げ) ①デザイン一部審査登録異議申立は、第 71 条第 1 項後段による意見陳述の通知又は第 74 条第 2 項による決定謄本が送達された後には取下げることができない。
 ②デザイン一部審査登録異議申立を取下げると、その異議申立は最初からなかったものと見る。

第 76 条(審判規定の審査への準用) デザイン登録出願の審査に関しては、第 135 条(第 6 号は除く)を準用する。この場合、“審判”は“審査”に、“審判官”は“審査官”と見る。

第 77 条(審査又は訴訟手続きの中止) ①審査官は、デザイン登録出願の審査に必要な場合には審決が確定されるまで又は訴訟手続きが完結されるまでその手続きを中止することができる。
 ②法院は、必要な場合にはデザイン登録出願に対する決定が確定されるまでその訴訟手続きを中止することができる。
 ③第 1 項及び第 2 項による中止に対しては、不服することができない。

第 78 条(準用規定) デザイン一部審査登録異議申立に対する審査・決定に関しては、第 77 条、第 129 条、第 135 条(第 6 号は除く)、第 142 条第 7 項、第 145 条、第 153 条第 3 項から第 6 項まで及び第 154 条を準用する。

第 4 章 登録料及びデザイン登録等

第 79 条(デザイン登録料) ①第 90 条第 1 項によるデザイン権の設定登録を受けようとする者は、設定登録を受けようとする日から 3 年分のデザイン登録料(以下“登録料”という)を出さなければならず、デザイン権者はその翌年からの登録料をその権利の設定登録日に該当する日を基準に毎年 1 年分ずつ出さなければならない。
 ②第 1 項にもかかわらずデザイン権者はその翌年からの登録料はその納付年度順序によって数年分または全ての年度分を共に出すことができる。
 ③第 1 項及び第 2 項による登録料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 80 条(登録料を納付する時のデザイン別放棄) ①複数デザイン登録出願に対するデザイン登録決定を受けた者が登録料を出す時には、デザイン別に放棄することができる。
 ②第 1 項によるデザインの放棄に必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第 81 条(利害関係人の登録料納付) ①利害関係人は、登録料を出さなければならない者の意思と関係なく登録料を出すことができる。
 ②利害関係人が第 1 項によって登録料を出した場合には、出さなければならない者が現在利益を得る限度でその費用の償還を請求することができる。

第 82 条(登録料の追加納付等) ①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者は、第 79 条第 3 項による登録料納付期間が過ぎた後にも 6 ヶ月以内(以下“追加納付期間”という)に登録料を追加納付することができる。

②第 1 項によって登録料を追加納付する時には、出さなければならぬ登録料の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を出さなければならない。

③追加納付期間に登録料を出さなかった場合(追加納付期間が終わっても第 83 条第 2 項による補填期間が終わらない場合にはその補填期間に補填しなかった場合をいう)には、デザイン権の設定登録を受けようとする者のデザイン登録出願は放棄したものと見て、デザイン権者のデザイン権は第 79 条第 1 項又は第 2 項により出した登録料に該当する期間が終わる日の翌日に遡及して消滅したものと見る。

第 83 条(登録料の補填) ①特許庁長は、デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン権者が第 79 条第 3 項又は第 82 条第 1 項による期間以内に登録料の一部を出さない場合には、登録料の補填を命じなければならない。

②第 1 項によって補填命令を受けた者は、その補填命令を受けた日から 1 ヶ月以内(以下“補填期間”という)に登録料を補填することができる。

③第 2 項によって登録料を補填する者は、出さなかつた金額の 2 倍の範囲で産業通商資源部令で定める金額を出さなければならない。

第 84 条(登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等) ①デザイン権の設定登録を受けようとする者又はデザイン件者が正当な事由で追加納付期間内に登録料を出さず、または補填期間内に補填しなかつた場合には、その事由が終わった日から 2 ヶ月以内にその登録料を出し、または補填することができる。但し、追加納付期間の満了日又は補填期間の満了日のうち遅い日から 1 年が経った時には、この限りでない。

②第 1 項によって登録料を出し、または補填した者は、第 82 条第 3 項にもかかわらずそのデザイン登録出願を放棄しなかつたものと見て、そのデザイン件は継続して存続していたものと見る。

③追加納付期間内に登録料を出さず、または補填期間内に補填せず登録デザインのデザイン権が消滅した場合、そのデザイン権者は追加納付期間又は補填期間満了日から 3 ヶ月以内に登録料の 2 倍を出してその消滅した権利の回復を申請することができる。この場合、そのデザイン権は継続して存続していたものと見る。

④第 2 項又は第 3 項によるデザイン登録出願又はデザイン権の効力は、登録料追加納付期間が過ぎた日から登録料を出し、または補填した日までの期間(以下“効力制限期間”という)中に他人がそのデザイン又はこれと類似したデザインを実施した行為に対しては効力が及ばない。

⑤ 効力制限期間中に国内で善意で第 2 項又は第 3 項によるデザイン登録出願されたデザイン、登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施し、またはこれを準備している者は、その実施し、または準備しているデザイン及び事業目的の範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

⑥第 5 項によって通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 85 条(手数料) ①デザインに関する手続きを踏む者は、手数料を出さなければならない。

②第1項による手数料、その納付方法及び納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

第86条(登録料及び手数料の減免) ①特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する登録料及び手数料は、第79条及び第85条にもかかわらず免除する。

1. 国家に属するデザイン登録出願又はデザイン権に関する登録料及び手数料

2. 第121条第1項によって審査官が請求した無効審判に対する手数料

②特許庁長は、**次の各号のいずれかに該当する者**がしたデザイン登録出願又はそのデザイン登録出願して受けたデザイン権に対しては、第79条及び第85条にもかかわらず産業通商資源部令で定める登録料及び手数料を減免することができる。

1. 「国民基礎生活保障法」による医療給与受給者

2. 「災難および安全管理基本法」第36条による災難事態または同法第60条による特別災難地域に宣布された地域に居住していたり、主たる事務所を置いている者のうち産業通商資源部令で定める要件を備えた者

3. その他に産業通商資源部令で定める者

③特許庁長は第2項による登録料および手数料の減免を虚偽や、その他の不正な方法で受けた者に対しては産業通商資源部令で定めるところにより、減免を受けた登録料および手数料の2倍額を徴収することができる。この場合、その出願人またはデザイン権者がするデザイン登録出願または、そのデザイン登録出願をして受けたデザイン権については産業通商資源部令で定める期間のあいだ第2項を適用しない。

④第2項によって登録料及び手数料の減免を受けようとする者は、産業通商資源部令で定める書類を特許庁長に提出しなければならない。

第87条(登録料及び手数料の返還) ①納付された登録料及び手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合には納付した者の請求によって返還する。

1. 間違って納付された登録料及び手数料

2. デザイン登録取消決定またはデザイン登録を無効にするという審決が確定されたり、デザイン権を放棄した年の翌年からの登録料該当分

3. デザイン登録出願後1ヶ月以内にそのデザイン登録出願を取下げ、または放棄した場合、既に出した手数料のうち**デザイン登録出願料、優先権主張申請料、秘密デザイン請求料および出願公開申請料**。但し、次の各目のいずれかに該当するデザイン登録出願の場合には、この限りでない。

イ. 分割出願又は分割出願の基礎となったデザイン登録出願

ロ. 第61条第1項によって優先審査の申請をしたデザイン登録出願

ハ. 審査官が第63条によって拒絶理由を通知し、または第65条によってデザイン登録決定をしたデザイン登録出願

4. 第157条第1項の規定により、補正却下決定、デザイン登録拒絶決定またはデザイン登録取消決定が取消された場合(第164条の規定により、再審の手続で準用される場合を含むが、審判または再審のうち第48条第4項第3号による補正または第124条第1項の規定により準用される第48条第4項第1号の規定による補正がある場合は除く)に既に出した手数料のうち審判請求料(再審の場合には、再審請求料をいう。以下この条において同じ。)

5. 審判請求が第128条第2項の規定により、決定で却下され、その決定が確定された場合(第164条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む)に既に出した手数料のうち審判請求料の2分の1に該当する金額

6. 審理の終結の通知を受けるまで、第 143 条第 1 項の規定による参加申請を取り下げた場合(第 164 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額
 7. 第 143 条第 1 項の規定による、参加申請が決定で拒否された場合(第 164 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む)に既に出した手数料のうち参加申請料の 2 分の 1 に該当する金額
 8. 審理の終結の通知を受けるまで、審判請求を取り下げた場合(第 164 条の規定により、再審の手続で準用される場合を含む)に既に出した手数料のうち審判請求料の 2 分の 1 に該当する金額
- ②特許庁長または特許審判院長は、納付された登録料及び手数料が第 1 項各号のいずれかに該当する場合には、その事実を納付した者に通知しなければならない。
- ③第 1 項による登録料及び手数料の返還請求は、第 2 項による通知を受けた日から 3 年が過ぎるとすることができない。

第 88 条(デザイン登録原簿) ①特許庁長は、特許庁にデザイン登録原簿を取り揃えておき次の各号の事項を登録する。

1. デザイン権の設定・移転・消滅・回復又は処分の制限
 2. 専用実施権又は通常実施権の設定・保存・移転・変更・消滅又は処分の制限
 3. デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限
- ②第 1 項によるデザイン登録原簿は、その全部又は一部を電子的記録媒体等で作成することができる。
- ③第 1 項及び第 2 項で規定した事項以外に登録事項及び登録手続き等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第 89 条(デザイン登録証の発給) ①特許庁長は、デザイン権の設定登録をした時には、産業通商資源部令で定めるところによってデザイン権者にデザイン登録証を発給しなければならない。

②特許庁長は、デザイン登録証がデザイン登録原簿若しくはその合わない時には、申請によって又は職権でデザイン登録証を回収して訂正発給し、または新しいデザイン登録証を発給しなければならない。

第 5 章 デザイン権

第 90 条(デザイン権の設定登録) ①デザイン権は、設定登録によって発生する。

②特許庁長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。

1. 第 79 条第 1 項によって登録料を出した時
 2. 第 82 条第 1 項によって登録料を追加納付した時
 3. 第 83 条第 2 項によって登録料を補填した時
 4. 第 84 条第 1 項によって登録料を出し、または補填した時
 5. 第 86 条第 1 項第 1 号又は第 2 項によってその登録料が免除された時
- ③特許庁長は、第 2 項によって登録した場合には、デザイン権者の氏名・住所及びデザイン登録番号等大統領令で

定める事項をデザイン公報に掲載して登録公告をしなければならない。

第 91 条(デザイン権の存続期間) ①デザイン権は、第 90 条第 1 項によって設定登録した日から発生してデザイン登録出願日後 20 年になる日まで存続する。但し、第 35 条によって関連デザインに登録されたデザイン権の存続期間満了日は、その基本デザインのデザイン権存続期間満了日とする。

②正当な権利者のデザイン登録出願が第 44 条及び第 45 条によってデザイン権が設定登録された場合には、第 1 項のデザイン権存続期間は無権利者のデザイン登録出願日の翌日から起算する。

第 92 条(デザイン権の効力) デザイン権者は、業として登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する。但し、そのデザイン権に関して専用実施権を設定した時には、第 97 条第 2 項によって専用実施権者がその登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する権利を独占する範囲では、この限りでない。

第 93 条(登録デザインの保護範囲) 登録デザインの保護範囲は、デザイン登録出願書の記載事項及びその出願書に添付された図面・写真又は見本と図面に書かれたデザインの説明によって表現されたデザインによって決められる。

第 94 条(デザイン権の効力が及ばない範囲) ①デザイン権の効力は、次の各号のいずれかに該当する事項には及ばない。

1. 研究又は試験をするための登録デザイン又はこれと類似したデザインの実施
2. 国内を通過するにすぎない船舶・航空機・車両又はこれに使用される機械・器具・装置、その他の物件
3. デザイン登録出願時から国内にあった物件

②字体がデザイン権に設定登録された場合、そのデザイン権の効力は次の各号のいずれかに該当する場合には及ばない。

1. タイピング・組み版又は印刷等の通常的な過程で字体を使用する場合
2. 第 1 号による字体の使用で生産された結果物の場合

第 95 条(他人の登録デザイン等との関係) ①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインがそのデザイン登録出願日前に出願された他人の登録デザイン又はこれと類似したデザイン・特許発明・登録実用新案又は登録商標を利用し、またはデザイン権がそのデザイン権のデザイン登録出願日前に出願された他人の特許権・実用新案権又は商標権と抵触する場合には、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者又は商標権者の許諾を受けず、または第 123 条によらなくては自分の登録デザインを業として実施することができない。

②デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、その登録デザインと類似したデザインがそのデザイン登録出願日前に出願された他人の登録デザイン又はこれと類似したデザイン・特許発明・登録実用新案又は登録商標を利用し、またはそのデザイン権の登録デザインと類似したデザインがデザイン登録出願日前に出願された他人のデザイン権・特許権・実用新案権又は商標権と抵触する場合には、そのデザイン権者・特許権者・実用新案権者又は商標権者の許諾を受けず、または第 123 条によらなくては自分の登録デザインと類似したデザインを業として実施することができない。

③デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザイン又はこれとした類似デザインがそのデザイン登

録出願日前に発生した他人の著作物を利用し、またはその著作権に抵触する場合には、著作権者の許諾を受けずには自分の登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施することができない。

- 第 96 条(デザイン権の移転及び共有等)** ①デザイン権は、移転することができる。但し、基本デザインのデザイン権と関連デザインのデザイン権は同じ者に共に移転しなければならない。
 ②デザイン権が共有の場合に各共有者は、他の共有者の同意を受けなければその持分を移転し、またはその持分を目的とする質権を設定することができない。
 ③デザイン権が共有の場合には、各共有者は契約で特別に約定した場合を除いては他の共有者の同意を受けずにその登録デザイン又はこれと類似したデザインを単独で実施することができる。
 ④デザイン権が共有の場合には、各共有者は他の共有者の同意を受けなければそのデザイン権に対して専用実施権を設定し、または通常実施権を許諾することができない。
 ⑤複数デザイン登録されたデザイン権は、各デザイン権ごとに分離して移転することができる。
 ⑥基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決等で消滅した場合、その基本デザインに関する 2 以上の関連デザインのデザイン権を移転するためには、同じ者に共に移転しなければならない。

- 第 97 条(専用実施権)** ①デザイン権者は、そのデザイン権に対して他人に専用実施権を設定することができる。但し、基本デザインのデザイン権と関連デザインのデザイン権に対する専用実施権は同じ者に同時に設定しなければならない。
 ②専用実施権が設定された専用実施権者は、その設定行為に定めた範囲でその登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施する権利を独占する。
 ③専用実施権者は、実施事業(実施事業)と共に移転する場合又は相続若しくはその他の一般承継の場合を除いては、デザイン権者の同意を受けなければその専用実施権を移転することができない。
 ④専用実施権者は、デザイン権者の同意を受けなければその専用実施権を目的とする質権を設定し、または通常実施権を許諾することができない。
 ⑤専用実施権に関しては第 96 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
 ⑥基本デザインのデザイン権が取消、放棄又は無効審決等で消滅した場合、その基本デザインに関する 2 以上の関連デザインの専用実施権を設定するためには、同じ者に共に設定しなければならない。

- 第 98 条(デザイン権及び専用実施権登録の効力)** ①次の各号に該当する事項は、登録しなければ効力が発生しない。
 1. デザイン権の移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)、放棄による消滅又は処分の制限
 2. 専用実施権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限
 3. デザイン権又は専用実施権を目的とする質権の設定・移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)・変更・消滅(混同による場合は除く)又は処分の制限
 ②第 1 項各号によるデザイン権・専用実施権及び質権の相続若しくはその他の一般承継の場合には、遅滞なくその趣旨を特許庁長に届けなければならない。

- 第 99 条(通常実施権)** ①デザイン権者は、そのデザイン権に対して他人に通常実施権を承諾することができる。
 ②通常実施権者は、この法によって又は設定行為に定めた範囲でその登録デザイン又はこれと類似したデザインを業として実施することができる権利を有する。
 ③第 123 条による通常実施権は、その通常実施権者の該当デザイン権・専用実施権又は通常実施権と共に移転され該当デザイン権・専用実施権又は通常実施権が消滅すれば共に消滅する。
 ④第 3 項以外の通常実施権は、実施事業と共に移転する場合又は相続若しくはその他の一般承継の場合を除いてはデザイン権者(専用実施権者から通常実施権が許諾された場合にはデザイン権者及び専用実施権者)の同意を受けなければ移転することができない。
 ⑤第 3 項以外の通常実施権は、デザイン権者(専用実施権者から通常実施権が許諾された場合にはデザイン権者及び専用実施権者)の同意を受けなければその通常実施権を目的とする質権を設定することができない。
 ⑥通常実施権に関しては、第 96 条第 2 項・第 3 項を準用する。

第 100 条(先使用による通常実施権) デザイン登録出願時にそのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作し、またはそのデザインを創作した人から知り国内でその登録デザイン又はこれと類似したデザインの実施事業をし、またはその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン登録出願されたデザインのデザイン権に対して通常実施権を有する。

第 101 条(先出願による通常実施権) 他人のデザイン権が設定登録される時にそのデザイン登録出願されたデザインの内容を知らずにそのデザインを創作し、またはそのデザインを創作した人から知り国内でそのデザイン又はこれと類似したデザインの実施事業をし、またはその事業の準備をしている者(第 100 条に該当する者は除く)は、次の各号の要件を全て取り揃えた場合に限定してその実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

1. 他人がデザイン権の設定登録を受けるためにデザイン登録出願をした日以前にそのデザイン又はこれと類似したデザインに対してデザイン登録出願をしたこと
2. 他人のデザイン権が設定登録される時に第 1 号によるデザイン登録出願に関するデザインの実施事業をし、またはその事業の準備をしていること
3. 第 1 号のうちデザイン登録出願したデザインが第 33 条第 1 項各号のいずれかに該当してデザイン登録拒絶決定若しくは拒絶するという趣旨の審決が確定されたこと

第 102 条(無効審判請求登録前の実施による通常実施権) ① 次の各号のいずれかに該当する者がデザイン登録に対する無効審判請求の登録前に自分の登録デザインが無効事由に該当することを知らずに国内でそのデザイン又はこれと類似したデザインの実施事業をし、またはその事業の準備をしている場合には、その実施又は準備をしているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有する。

1. 同一であり、または類似したデザインに対する 2 以上の登録デザインのうちその一つのデザイン登録を無効にした場合の原デザイン権者
 2. デザイン登録を無効にし同一であり、または類似したデザインに関して正当な権利者にデザイン登録をした場合の原デザイン権者
- ②第 1 項第 1 号及び第 2 号の場合においてその無効となったデザイン権に対して無効審判請求登録当時に既に專

用実施権若しくは通常実施権又はその専用実施権に対する通常実施権を取得した者として、次の各号のいずれかに該当する者は通常実施権を有する。

1. 該当の通常実施権又は専用実施権の登録を受けた者
 2. 第 104 条第 2 項に該当する通常実施権を取得した者
- ③第 1 項及び第 2 項によって通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 103 条(デザイン権等の存続期間満了後の通常実施権) ①登録デザインと類似したデザインがそのデザイン登録出願日前又はデザイン登録出願日と同じ日に出願されて登録されたデザイン権(以下“原デザイン権”という)と抵触する場合、原デザイン権の存続期間が満了される時には、原デザイン権者は原デザイン権の範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有し、または原デザイン権の存続期間満了当時存在するそのデザイン権の専用実施権に対して通常実施権を有する。

- ②第 1 項の場合、原デザイン権の満了当時存在する原デザイン権に対する専用実施権者又は第 104 条第 1 項によって登録された通常実施権者は、原権利の範囲でそのデザイン権に対して通常実施権を有し、または原デザイン権の存続期間満了当時存在するそのデザイン権の専用実施権に対して通常実施権を有する。
- ③登録デザイン又はこれと類似したデザインがそのデザイン登録出願日前又はデザイン登録出願日と同じ日に出願されて登録された特許権・実用新案権と抵触してその特許権又は実用新案権の存続期間が満了する場合に関しては、第 1 項及び第 2 項を準用する。
- ④第 2 項(第 3 項で準用する場合を含む)によって通常実施権を有する者は、そのデザイン権者又はそのデザイン権に対する専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 104 条(通常実施権登録の効力) ①通常実施権を登録した場合には、その登録後にデザイン権又は専用実施権を取得した者に対してもその効力が発生する。

- ②第 84 条第 5 項、第 100 条から第 103 条まで、第 110 条、第 162 条、第 163 条及び「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権は、登録がないとしても第 1 項による効力が発生する。
- ③通常実施権の移転・変更・消滅又は処分の制限、通常実施権を目的とする質権の設定・移転・変更・消滅又は処分の制限は、登録しなければ第 3 者に对抗することができない。

第 105 条(デザイン権の放棄) デザイン権者は、デザイン権を放棄することができる。この場合、複数デザイン登録されたデザイン権は各デザイン権ごとに分離して放棄することができる。

- 第 106 条(デザイン権等の放棄の制限)** ①デザイン権者は、専用実施権者・質権者及び第 97 条第 4 項・第 99 条第 1 項又は「発明振興法」第 10 条第 1 項による通常実施権者の同意を受けなければ、デザイン権を放棄することができない。
- ②専用実施権者は、質権者及び第 97 条第 4 項による通常実施権者の同意を受けなければ専用実施権を放棄することができない。
- ③通常実施権者は、質権者の同意を受けなければ通常実施権を放棄することができない。

第 107 条(放棄の効果) デザイン権・専用実施権及び通常実施権を放棄した時には、デザイン権・専用実施権及び通常実施権はその時から効力が消滅する。

第 108 条(質権) デザイン権・専用実施権又は通常実施権を目的とする質権を設定した時には、質権者は契約で特別に決めた場合を除いては該当登録デザインを実施することができない。

第 109 条(質権の物上代位) 質権は、この法による補償金若しくは登録デザイン実施に対して受ける代価若しくは物品に対しても行使することができる。但し、その補償金等の支給又は引き渡し前に差し押えなければならない。

第 110 条(質権行使等によるデザイン権の移転による通常実施権) デザイン権者(共有であるデザイン権を分割請求した場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。)は、デザイン権を目的とする質権設定または共有であるデザイン権の分割請求前にその登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施している場合には、そのデザイン権が競売等によって移転されてもそのデザイン権に対して通常実施権を有する。この場合、デザイン権者は競売等によってデザイン権が移転された者に相当した対価を支給しなければならない。

第 111 条(相続人がいない場合等のデザイン権の消滅) ①デザイン権の相続が開始されたが相続人がいない場合には、そのデザイン権は消滅する。

②清算手続きが進行中である法人のデザイン権は、法人の清算終結登記日(清算終結登記がされても清算事務が事実上終わっていない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から 6 ヶ月が過ぎた日のうち、早い日をいう。以下、この項において同じ。)まで、そのデザイン権の移転登録をしていない場合には、清算終結登記日の次の日に消滅される。

第 112 条(対価及び補償金額に対する執行権原) この法によって特許庁長が決めた対価と補償金額に関して確定された決定は、执行力のある執行権原と同じ効力を有する。この場合、执行力のある定本は特許庁所属公務員が付与する。

第 6 章 デザイン権者の保護

第 113 条(権利侵害に対する禁止請求権等) ①デザイン権者又は専用実施権者は、自分の権利を侵害した者又は侵害する恐れがある者に対してその侵害の禁止又は予防を請求することができる。

②第 43 条第 1 項によって秘密にすることを請求したデザインのデザイン権者及び専用実施権者は、産業通商資源部令で定めるところによってそのデザインに関する次の各号の事項に対し特許庁長から証明を受けた書面を提示して警告した後ではなければ第 1 項による請求をすることができない。

1. デザイン権者及び専用実施権者(専用実施権者が請求する場合だけ該当する)の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び主な事務所の所在地をいう)

2. デザイン登録出願番号及び出願日

3. デザイン登録番号及び登録日
4. デザイン登録出願書に添付した図面・写真又は見本の内容

③デザイン権者又は専用実施権者は、第1項による請求をする時には侵害行為を造成した物品の廃棄、侵害行為に提供された設備の除去、その他侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第114条(侵害と見る行為) 登録デザイン若しくはこれと類似したデザインに関する物品の生産にだけ使用する物品を業として生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、または業としてその物品の譲渡又は貸与の請約をする行為は、そのデザイン権又は専用実施権を侵害したものと見る。

第115条(損害額の推定等) ①デザイン権者又は専用実施権者は、故意若しくは過失によって自分のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自分が負った損害の賠償を請求することができる。

②第1項により損害賠償を請求する場合、その権利を侵害した者がその侵害行為をするようにした物を譲渡したときには、次の各号に該当する金額の合計額をデザイン権者または専用実施権者が被った損害額とすることができる。

1. その物の譲渡数量(デザイン権者または専用実施権者がその侵害行為外の事由で販売することができなかった事情がある場合には、その侵害行為外の事由で販売することができなかつた数量を引いた数量)のうちデザイン権者または専用実施権者が生産できた物の数量から、実際販売した物の数量を引いた数量を超えない数量に、デザイン権者または専用実施権者が、その侵害行為がなかつたら販売することができていた物の単位数量当たりの利益額を乗じた金額

2. その物の譲渡数量のうち、デザイン権者または専用実施権者が生産できた物の数量から、実際販売した物の数量を引いた数量を超える数量またはその侵害行為外の事由で販売することができなかつた数量がある場合、これらの数量(デザイン権者または専用実施権者がそのデザイン権者のデザイン権に対する専用実施権の設定、通常実施権の許諾またはその専用実施権者の専用実施権に対する通常実施権の許諾をするとことができたと認められない場合には該当数量を引いた数量)については、デザイン登録を受けたデザインの実施について合理的に受けることができる金額

③デザイン権者又は専用実施権者が故意若しくは過失で自分のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自分が負った損害の賠償を請求する場合、権利を侵害した者がその侵害行為で利益を得た時にはその利益額をデザイン権者又は専用実施権者が受けた損害額と推定する。

④デザイン権者又は専用実施権者が故意若しくは過失で自分のデザイン権又は専用実施権を侵害した者に対してその侵害によって自分が負った損害の賠償を請求する場合、その登録デザインの実施に対して合理的に受けることができる金額をデザイン権者又は専用実施権者が負った損害額にして損害賠償を請求することができる。

⑤第4項にもかかわらず損害額が同じ項に規定された金額を超過する場合には、その超過額に対しても損害賠償を請求することができる。この場合、デザイン権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がない時には、法院は損害賠償額を算定する時その事實を考慮することができる。

⑥法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟で損害が発生したことは認められるがその損害額を証明するために必要な事實を明らかにすることが事實の性質上極めて困難な場合には、第1項から第5項までの規定にもかかわらず弁論全体の趣旨と証拠調査の結果に基づいて相当した損害額を認めることができる。

⑦法院は他人のデザイン権または専用実施権を侵害した行為が意図的なものと認められる場合には、第1項から第

6 項までの規定により損害と認められた金額の 3 倍を超えない範囲で賠償額を定めることができる。

⑧第 7 項による賠償額を判断するときには、次の各号の事項を考慮しなければならない。

1. 侵害行為をした者の優越的地位の有無
2. 故意または損害発生の憂慮を認識した程度
3. 侵害行為によりデザイン権者または専用実施権者が受けた被害規模
4. 侵害行為により侵害した者が得た経済的利益
5. 侵害行為の期間・回数等
6. 侵害行為による罰金
7. 侵害行為をした者の財産状態
8. 侵害行為をした者の被害救済努力の程度

第 116 条(過失の推定) ①他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した者は、その侵害行為に対して過失があるものと推定する。但し、第 43 条第 1 項によって秘密デザインに設定登録されたデザイン権又は専用実施権の侵害に対しては、この限りでない。

②デザイン一部審査登録デザインのデザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者がその登録デザイン又はこれと類似したデザインと関連して他人のデザイン権又は専用実施権を侵害した場合には、第 1 項を準用する。

第 117 条(デザイン権者等の信用回復) 法院は、故意若しくは過失でデザイン権又は専用実施権を侵害することによりデザイン権者又は専用実施権者の業務上信用を落とした者に対しては、デザイン権者又は専用実施権者の請求によって損害賠償を替えて又は損害賠償と共にデザイン権者又は専用実施権者の業務上信用回復のために必要な措置を命ずることができる。

第 118 条(書類の提出) 法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟で当事者の申請によって該当侵害行為による損害を計算するのに必要な書類を提出するように他の当事者に命ずることができる。但し、その書類の所持者がその書類の提出を拒絶する正当な理由がある時には、この限りでない。

第 7 章 審判

第 119 条(補正却下決定に対する審判) 第 49 条第 1 項による補正却下決定を受けた者がその決定に不服とする時には、その決定謄本が送達された日から 3 ヶ月以内に審判を請求することができる。

第 120 条(デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判) デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定を受けた者が不服とする時には、その決定謄本が送達された日から 3 ヶ月以内に審判を請求することができる。

第 121 条(デザイン登録の無効審判) ①利害関係人又は審査官は、デザイン登録が次の各号のいずれかに該当す

る場合には、無効審判を請求することができる。この場合、第 41 条によって複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求しなければならない。

1. 第 3 条第 1 項本文によるデザイン登録を受けることができる権利を有さず、または同項但し書きによってデザイン登録を受けることができない場合
 2. 第 27 条、第 33 条、第 34 条、第 35 条第 2 項・第 3 項、第 39 条及び第 46 条第 1 項・第 2 項に違反された場合
 3. 条約に違反された場合
 4. デザイン登録された後そのデザイン権者が第 27 条によってデザイン権を享受することができない者になり、またはそのデザイン登録が条約に違反された場合
- ②第 1 項による審判は、デザイン権が消滅した後にも請求することができる。
- ③デザイン登録を無効にするという審決が確定された時には、そのデザイン権は最初からなかったものと見る。但し、第 1 項第 4 号によってデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合には、デザイン権はそのデザイン登録が同号に該当するようになった時からなかったものと見る。
- ④審判長は、第 1 項の審判が請求された場合には、その趣旨を該当デザイン権の専用実施権者若しくはその他デザインに関する権利を登録した者に通知しなければならない。

第 122 条(権利範囲確認審判) デザイン権者・専用実施権者又は利害関係人は、登録デザインの保護範囲を確認するためにデザイン権の権利範囲確認審判を請求することができる。この場合、第 41 条によって複数デザイン登録出願されたデザイン登録に対しては、各デザインごとに請求しなければならない。

- 第 123 条(通常実施権許諾の審判)** ①デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、該当登録デザイン又は登録デザインと類似したデザインが第 95 条第 1 項又は第 2 項に該当して実施の許諾を得ようとする場合にその他人が正当な理由なしに承諾せず、またはその他の人の許諾を得ることができない時には、自分の登録デザイン又は登録デザインと類似したデザインの実施に必要な範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。
- ②第 1 項による審判によって通常実施権を承諾した者がその通常実施権が許諾された者の登録デザイン又はこれと類似したデザインを実施する必要がある場合にその通常実施権が許諾された者が実施を承諾せず、または実施の許諾を得ることができない時には、通常実施権が許諾されて実施しようとする登録デザイン又はこれと類似したデザインの範囲で通常実施権許諾の審判を請求することができる。
- ③第 1 項及び第 2 項によって通常実施権が許諾された者は、特許権者・実用新案権者・デザイン権者又はその専用実施権者に対価を支給しなければならない。但し、自分が責任を負うことができない事由で支給することができない場合には、その対価を供託しなければならない。
- ④第 3 項による通常実施権者は、その対価を支給せず、または供託をしなければその特許発明・登録実用新案又は登録デザイン若しくはこれと類似したデザインを実施することができない。

第 124 条(審査規定のデザイン登録拒絶決定に対する審判への準用) ①デザイン登録拒絶決定に対する審判に関しては、第 48 条第 1 項から第 3 項まで、第 48 条第 4 項第 1 号、第 49 条、第 63 条及び第 65 条を準用する。この場合、第 48 条第 4 項第 1 号中 “第 62 条によるデザイン登録拒絶決定又は第 65 条によるデザイン登録決定(以下 “デザイン登録可否決定”といふ)の通知書が発送される前まで”は “拒絶理由通知による意見書提出期間まで”と見て、第 49 条第 3 項中 “第 119 条によって審判を請求した場合”は “第 166 条第 1 項によって訴を提起した場合”と、

“その審決が確定されるまで”は“その判決が確定されるまで”と見る。

②第1項によって準用される第63条は、デザイン登録拒絶決定の理由と異なる拒絶理由を審判手続きで発見した場合にだけ適用する。

第125条(共同審判の請求等) ①デザイン権又はデザイン登録を受けることができる権利の共有者がその共有である権利に関して審判を請求する時には、共有者皆が共同で請求しなければならない。

②第1項にもかかわらず同じデザイン権に関して第121条第1項のデザイン登録無効審判又は第122条の権利範囲確認審判を請求する者が2人以上であれば、各自又は皆が共同で審判を請求することができる。

③共有であるデザイン権のデザイン権者に対して審判を請求する時には、共有者皆を被請求人にしなければならない。

④第1項又は第2項による請求人若しくは第3項による被請求人のうち1人に審判手続きの中断又は中止の原因があれば、皆にその効力が発生する。

第125条の2(国選代理人) ①特許審判院長は産業通商資源部令で定める要件を備えた審判当事者の申請により、代理人(以下“国選代理人”という。)を選任し与えることができる。ただし、審判請求が理由の無いことが明白であつたり権利の濫用であると認められる場合には、この限りでない。

②国選代理人が選任された当事者に対して、審判手続に関連する手数料を減免することができる。

③国選代理人の申請手続および手数料減免等、国選代理人の運営に必要な事項は産業通商資源部令で定める。

第126条(審判請求方式) ①第121条から第123条までによってデザイン登録の無効審判、権利範囲確認審判又は通常実施権許諾の審判を請求しようとするものは、次の各号の事項を書いた審判請求書を特許審判院長に提出しなければならない。

1. 当事者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)

2. 代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所や営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)

3. 審判事件の表示

4. 請求の趣旨及びその理由

②第1項によって提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更することができない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 第1項第1号による当事者の中でデザイン権者の記載を直すために補正(追加することを含む)する場合

2. 第1項第4号による請求の理由を補正する場合

3. デザイン権者又は専用実施権者が第122条によって請求した権利範囲確認審判で審判請求書の確認対象デザイン(請求人が主張する被請求人のデザインをいう)の図面に対して被請求人が自分が実際に実施しているデザインと比較して異なると主張する場合に請求人が被請求人の実施デザインと同じようにするために審判請求書の確認対象デザインの図面を補正する場合

③第122条による権利範囲確認審判を請求する時には、登録デザインと対比することができる図面を添付しなければならない。

④第123条第1項による通常実施権許諾の審判の請求書には、第1項各号の事項以外に次の各号の事項を追加

で書かなければならない。

1. 実施しようとする自分の登録デザインの番号及び名称
2. 実施されなければならない他人の特許発明・登録実用新案又は登録デザインの番号・名称及び特許若しくは登録の年月日
3. 特許発明・登録実用新案又は登録デザインの通常実施権の範囲・期間及び対価

第 127 条(デザイン登録拒絶決定等に対する審判請求方式) ①第 119 条又は第 120 条によって補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判を請求しようとする者は、次の各号の事項を書いた審判請求書を特許審判院長に提出しなければならず、特許審判院長は第 120 条によるデザイン登録取消決定に対する審判が請求された場合にはその趣旨を異議申立人に知らせなければならない。

1. 請求人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
2. 代理人がいる場合にはその代理人の氏名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
3. 出願日と出願番号(デザイン登録取消決定に対して不服とする場合にはデザイン登録日と登録番号)
4. デザインの対象となる物品及び物品類
5. デザイン登録拒絶決定日、デザイン登録取消決定日又は補正却下決定日
6. 審判事件の表示
7. 請求の趣旨及びその理由

②第 1 項によって提出された審判請求書を補正する場合には、その要旨を変更することができない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、その限りでない。

1. 第 1 項第 1 号による請求人の記載を直すために補正(追加することを含む)する場合
2. 第 1 項第 7 号による請求の理由を補正する場合

第 128 条(審判請求の却下等) ①審判長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、期間を決めてその補正を命じなければならない。

1. 審判請求書が第 126 条第 1 項・第 3 項・第 4 項又は第 127 条第 1 項に違反された場合
2. 審判に関する手続きが次の各目のいずれかに該当する場合
 - イ. 第 4 条第 1 項又は第 7 条に違反された場合
 - ロ. 第 85 条により出さなければならない手数料を出さなかった場合
 - ハ. この法又はこの法による命令で定める方式に違反された場合
- ②審判長は、第 1 項による補正命令を受けた者が指定された期間に補正をしなければ、決定で審判請求を却下しなければならない。
- ③第 2 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。

第 129 条(補正することができない審判請求の審決却下) 不適切な審判請求としてその欠陥を補正することができない時には、被請求人に答弁書提出の機会を与えずに審決として却下することができる。

第 130 条(審判官) ①特許審判院長は、審判が請求されれば審判官に審判するようにする。

- ②審判官の資格は大統領令で定める。
- ③審判官は職務上独立して審判する。

第 131 条(審判官の指定)①特許審判院長は、各審判事件に対して第 133 条による合議体を構成する審判官を指定しなければならない。

②特許審判院長は、第 1 項の審判官のうち審判に関与するのに差し支えのある人がいれば他の審判官に審判するようにすることができる。

第 132 条(審判長の指定)①特許審判院長は、第 131 条第 1 項によって指定された審判官の中で 1 人を審判長に指定しなければならない。

②審判長は、その審判事件に関する事務を総括する。

第 133 条(審判の合議体)①審判は、3 人又は 5 人の審判官で構成される合議体がする。

②第 1 項の合議体の合意は、過半数で決める。

③審判の合意は、公開しない。

第 134 条(答弁書提出等)①審判長は、審判が請求されると請求書副本を被請求人に送達して期間を決めて答弁書を提出することができる機会を与えなければならない。

②審判長は、第 1 項の答弁書を受け取った時にはその副本を請求人に送達しなければならない。

③審判長は、審判に関して当事者を審問することができる。

第 135 条(審判官の除斥)審判官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その審判関与から除斥される。

1. 審判官又はその配偶者若しくは配偶者であった人が事件の当事者、参加人又は異議申立人の場合
2. 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の親族若しくは親族であった場合
3. 審判官が事件の当事者、参加人又は異議申立人の法定代理人若しくは法定代理人であった場合
4. 審判官が事件に対する証人、鑑定人になった場合又は鑑定人であった場合
5. 審判官が事件の当事者・参加人又は異議申立人の代理人若しくは代理人であった場合
6. 審判官が事件に対して審査官又は審判官として補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は審決に関与した場合
7. 審判官が事件に関して直接利害関係を有する場合

第 136 条(除斥申請) 第 135 条による除斥の原因があれば、当事者又は参加人は除斥申請をすることができる。

第 137 条(審判官の忌避)①審判官に公正な審判を期待しがたい事情があれば、当事者又は参加人は忌避申請することができる。

②当事者又は参加人は、事件に対して審判官に書面又は口頭で陳述をした後には忌避申請をすることができない。但し、忌避の原因があることを知らなかった場合又は忌避の原因がその後に発生した場合には、この限りでない。

第 138 条(除斥又は忌避の疎明) ①第 136 条及び第 137 条によって除斥及び忌避申請をしようとする者は、その原因を書いた書面を特許審判院長に提出しなければならない。但し、口述審理をする時には口述ですることができる。
 ②除斥又は忌避の原因は、申請した日から 3 日以内に疎明しなければならない。

第 139 条(除斥又は忌避申請に関する決定) ①除斥又は忌避申請があれば、審判で決めなければならない。

- ②除斥又は忌避の申請がされた審判官は、その除斥又は忌避に対する審判に関与することができない。但し、意見を陳述することができる。
- ③第 1 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。
- ④第 1 項による決定には不服することができない。

第 140 条(審判手続きの中止) 除斥又は忌避の申請があれば、その申請に対する決定があるまで審判手続きを中止しなければならない。但し、緊急な場合には、この限りでない。

第 141 条(審判官の回避) 審判官が第 135 条又は第 137 条に該当する場合には、特許審判院長の許可を受けて該当事件に対する審判を回避することができる。

第 142 条(審理等) ①審判は、口述審理又は書面審理とする。但し、当事者が口述審理を申請した時には、書面審理だけで決めることができると認められる場合以外には口述審理をしなければならない。

- ②口述審理は、公開しなければならない。但し、公共の秩序又は善良な風俗を乱れさせる恐れがあれば、この限りでない。
- ③審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、その期日及び場所を決めてその趣旨を書いた書面を当事者及び参加人に送達しなければならない。但し、該当事件に出席した当事者及び参加人に知らせた時には、この限りでない。
- ④審判長は、第 1 項によって口述審理で審判をする場合には、特許審判院長が指定した職員に期日ごとに審理の要旨とその他必要な事項を書いた調書を作成するようにしなければならない。
- ⑤第 4 項の調書は、審判長及び調書を作成した職員が記名捺印しなければならない。
- ⑥第 4 項の調書に関しては、「民事訴訟法」第 153 条・第 154 条及び第 156 条から第 160 条までの規定を準用する。
- ⑦審判に関しては、「民事訴訟法」第 143 条・第 259 条・第 299 条及び第 367 条を準用する。
- ⑧審判長は、口述審理中、審判廷内の秩序を維持する。

第 143 条(参加) ①第 125 条第 2 項によって審判を請求することができる者は、審理が終決されるまでその審判に参加することができる。

- ②第 1 項による参加人は、被参加人がその審判の請求を取下げた後にも審判手続きを続行することができる。
- ③審判の結果に対して利害関係を有する者は、審理が終決されるまで当事者のどちらか一方を補助するためにその審判に参加することができる。
- ④第 3 項による参加人は、全ての審判手続きを踏むことができる。
- ⑤第 1 項又は第 3 項による参加人に審判手続きの中止又は中止の原因があれば、その中断又は中止は被参加人に対してもその効力が発生する。

- 第 144 条(参加の申請及び決定)**①審判に参加しようとする者は、参加申請書を審判長に提出しなければならない。
 ②審判長は、参加申請がある場合には参加申請書の副本を当事者及び他の参加人に送達して期間を決めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。
 ③参加申請がある場合には、審判でその参加可否を決めなければならない。
 ④第 3 項による決定は書面でしなければならず、その理由を付けなければならない。
 ⑤第 3 項による決定には不服することができない。

- 第 145 条(証拠調査及び証拠保全)**①審判では当事者、参加人又は利害関係人の申請によって又は職権で証拠調査若しくは証拠保全をすることができる。
 ②第 1 項による証拠調査及び証拠保全に関しては、「民事訴訟法」第 2 編第 3 章のうち証拠調査及び証拠保全に関する規定を準用する。但し、審判官は過料の決定をし、または拘引を命じ、または保証金を供託するようにすることができない。
 ③証拠保全申請は、審判請求前には特許審判院長にし、審判継続中にはその事件の審判長にしなければならない。
 ④特許審判院長は、審判請求前に第 1 項による証拠保全申請があれば証拠保全申請に関与する審判官を指定する。
 ⑤審判長は、第 1 項によって職権で証拠調査若しくは証拠保全をした時には、その結果を当事者・参加人又は利害関係人に送達して期間を決めて意見書を提出することができる機会を与えなければならない。

第 146 条(審判の進行) 審判長は、当事者又は参加人が法廷期間又は指定期間に手続きを踏まず、または第 142 条第 3 項による期日に出席しなくとも審判を進行することができる。

第 146 条の 2(適時提出注意) 審判手続においての主張や証拠の提出に関しては「民事訴訟法」第 146 条、第 147 条および第 149 条を準用する。

- 第 147 条(職権審理)** ①審判では当事者又は参加人が申請しなかった理由に対しても審理することができる。この場合、当事者及び参加人に期間を決めてその理由に対して意見を陳述する機会を与えなければならない。
 ②審判では、請求人が申請しなかった請求の趣旨に対しては審理することができない。

第 148 条(審理・審決の併合又は分離) 審判官は、当事者両方又はどちらか一方が同じ 2 以上の審判に対して審理又は審決を併合し、または分離することができる。

- 第 149 条(審判請求の取下げ)** ①審判請求は、審決が確定されるまで取下げができる。但し、第 134 条第 1 項による答弁書が提出された後には相手方の同意を受けなければならない。
 ②第 1 項によって取下げをした時には、その審判請求は最初からなかったものと見る。

- 第 150 条(審決)** ①審判は、特別な規定がある場合を除いては審決として終結する。
 ②第 1 項の審決は、次の各号の事項を書いた書面にしなければならず、審決をした審判官はその書面に記名捺印し

なければならない。

1. 審判の番号
2. 当事者及び参加人の指名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地)
3. 代理人がいればその代理人の指名及び住所若しくは営業所の所在地(代理人が特許法人・特許法人(有限)の場合にはその名称、事務所の所在地及び指定された弁理士の氏名)
4. 審判事件の表示
5. 審決の主文(第 123 条の審判の場合には通常実施権の範囲・期間及び対価を含む)
6. 審決の理由(請求の趣旨及びその理由の要旨を含む)
7. 審決年月日

③審判長は、事件が審決をするほどに成熟した時には、審理の終決を当事者及び参加人に知らせなければならない。

④審判長は、必要だと認めれば第 3 項によって審理終決を通知した後にも当事者又は参加人の申請によって又は職権で審理を再開することができる。

⑤審決は、第 3 項による審理終決通知をした日から 20 日以内にする。

⑥審判長は、審決又は決定があればその謄本を当事者、参加人及び審判に参加申請をしたがその申請が拒否された者に送達しなければならない。

第 151 条(一事不再理) この法による審判の審決が確定された時には、その事件に対しては誰でも同じ事実及び同じ証拠によって再び審判を請求することができない。但し、確定された審決が却下審決の場合には、この限りでない。

第 152 条(訴訟との関係) ①審判長は、審判で必要ならばその審判事件と関連されるデザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は他の審判の審決が確定され、または訴訟手続きが完結されるまでその手続きを中止することができる。

②法院は、訴訟手続きで必要ならばデザインに関する審決が確定されるまでその訴訟手続きを中止することができる。

③法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴が提起された場合には、その趣旨を特許審判院長に知らせなければならない。その訴訟手続きが終わった時にもまた同じである。

④特許審判院長は、第 3 項によるデザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴に対応してそのデザイン権に関する無効審判等が請求された場合には、その趣旨を第 3 項に該当する法院に知らせなければならない。その審判請求の却下決定、審決又は請求の取下げがある場合にもまた同じである。

第 152 条の 2(産業財産権紛争調停委員会の回付) ①審判長は審判事件を合理的に解決するために必要と認めれば、当事者の同意を受け、該当の審判事件の手続を中止し、決定として該当事件を「発明振興法」第 41 条による産業財産権紛争調停委員会(以下「調停委員会」という。)に付することができる。

②審判長は第 1 項により、調停委員会に付したときには該当審判事件の記録を調停委員会に送付しなければならない。

③審判長は調停委員会の調停手続きが調停不成立で終了されれば、第 1 項による中止決定を取消し審判を再開し、調停が成立された場合には該当審判請求は取下げられたものとみなす。

第 153 条(審判費用) ①第 121 条第 1 項及び第 122 条による審判費用の負担に関する事項は、審判が審決によって終決される時にはその審決として決め、審判が審決によらずに終決される時には、決定として決めなければならぬ。

②第 1 項の審判費用に関しては、「民事訴訟法」第 98 条から第 103 条まで、第 107 条第 1 項・第 2 項、第 108 条、第 111 条、第 112 条及び第 116 条を準用する。

③第 119 条・第 120 条又は第 123 条の審判費用は、請求人又は異議申立人が負担する。

④第 3 項によって請求人又は異議申立人が負担する費用に関しては、「民事訴訟法」第 102 条を準用する。

⑤審判費用額は、審決又は決定が確定された後当事者の請求を受けて特許審判院長が決める。

⑥審判費用の範囲・金額・納付及び審判で手続上の行為をするために必要な費用の支給に関しては、その性質に反さない範囲で「民事訴訟費用法」中該当規定の例に従う。

⑦審判の代理をした弁理士に当事者が支給し、または支給する報酬は、特許庁長が決める金額の範囲で審判費用と見る。この場合、複数人の弁理士が審判の代理をした場合でも 1 人の弁理士が審判代理したものと見る。

第 154 条(審判費用額又は対価に対する執行権限) この法によって特許審判院長が決めた審判費用額又は審判官が決めた対価に関して確定された決定は、執行力のある執行権原と同じ効力を有する。この場合、執行力のある定本は特許審判院所属公務員が付与する。

第 155 条(デザイン登録拒絶決定等に対する審判の特則) 第 134 条第 1 項・第 2 項、第 143 条及び第 144 条は、第 119 条又は第 120 条による審判には適用しない。

第 156 条(審査又はデザイン一部審査登録異議申立手続きの効力) 審査又はデザイン一部審査登録異議申立手続きで踏んだデザインに関する手続きは、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取り消し決定に対する審判でもその効力がある。

第 157 条(デザイン登録拒絶決定等の取り消し) ①審判官は、第 119 条又は第 120 条による審判が請求された場合にその請求が理由があると認める時には、審決として補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取り消し決定を取り消さなければならない。

②審判で補正却下決定、デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取り消し決定を取り消す場合には、審査に付するという審決をすることができる。

③第 1 項及び第 2 項による審決で取り消しの基本となった理由は、その事件に対して審査官を拘束する。

第 8 章 再審及び訴訟

第 158 条(再審の請求) ①当事者は、確定された審決に対して再審を請求することができる。

②第 1 項の再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 451 条及び第 453 条を準用する。

第 159 条(詐害審決に対する不服請求) ①審判の当事者が共謀して第 3 者の権利又は利益を詐害する目的で審決をするようにした場合には、第 3 者はその確定された審決に対して再審を請求することができる。
 ②第 1 項の再審請求の場合には、審判の当事者を共同被請求人とする。

第 160 条(再審請求の期間) ①当事者は、審決確定後再審事由を知った日から 30 日以内に再審を請求しなければならない。
 ②代理権の欠陥を理由に再審を請求する場合に第 1 項の期間は請求人又は法定代理人が審決謄本の送達によって審決があつたことを知った日の翌日から起算する。
 ③審決確定後 3 年が経つと、再審を請求することができない。
 ④再審事由が審決確定後に生じた時には、第 3 項の期間はその事由が発生した日の翌日から起算する。
 ⑤第 1 項及び第 3 項は、該当審決以前の確定審結と抵触するという理由で再審を請求する場合には適用しない。

第 161 条(再審によって回復したデザイン権の効力制限) ① 次の各号のいずれかに該当する場合にデザイン権の効力は該当審決が確定された後再審請求登録前に善意で輸入又は国内で生産し、または取得した物品には及ばない。

1. 無効となったデザイン権(デザイン登録取り消し決定に対する審判によって取り消しが確定されたデザイン権を含む)が再審によって回復した場合
 2. デザイン権の権利範囲に属さないという審決が確定された後再審によってその審決と相反する審決が確定された場合
 3. 拒絶するという趣旨の審決があつたデザイン登録出願に対して再審によってデザイン権が設定登録された場合
- ②第 1 項各号に該当する場合のデザイン権の効力は、次の各号のいずれかの行為に及ばない。
1. 該当審決が確定された後再審請求登録前にしたデザインの善意の実施
 2. 登録デザインと関連された物品の生産にだけ使用する物品を該当審決が確定された後再審請求登録前に善意で生産・譲渡・貸与・輸出又は輸入し、または譲渡又は貸与の請約をする行為

第 162 条(再審によって回復したデザイン権に対する先使用者の通常実施権) 第 161 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に該当審決が確定された後再審請求登録前に国内で善意でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業を準備している者は、実施しており、または準備しているデザイン及び事業の目的範囲でそのデザイン権に関して通常実施権を有する。

第 163 条(再審によって通常実施権を喪失した原権利者の通常実施権) ①第 123 条第 1 項又は第 2 項によって通常実施権を承諾するという審決が確定された後再審でこれに相反する審決が確定された場合には、再審請求登録前に善意で国内でそのデザインの実施事業をしている者又はその事業を準備している者は、原通常実施権の事業目的及びデザインの範囲でそのデザイン権又は再審の審決が確定された当時存在する専用実施権に対して通常実施権を有する。
 ②第 1 項によって通常実施権を有する者は、デザイン権者又は専用実施権者に相当した対価を支給しなければならない。

第 164 条(再審での審判規定の準用)再審の手続きに関しては、その性質に反さない範囲で審判の手続きに関する規定を準用する。

第 165 条(「民事訴訟法」の準用)再審請求に関しては、「民事訴訟法」第 459 条第 1 項を準用する。

第 166 条(審決等に対する訴) ①審決に対する訴と第 124 条第 1 項(第 164 条で準用する場合を含む)によって準用される第 49 条第 1 項による却下決定及び審判請求若しくは再審請求の却下決定に対する訴は、特許法院の専属管轄とする。

②第 1 項による訴は、当事者、参加人又は該当審判若しくは再審に参加申請をしたがその申請が拒否された者が提起することができる。

③第 1 項による訴は、審決又は決定の謄本の送達を受けた日から 30 日以内に提起しなければならない。

④第 3 項の期間は、不变期間とする。

⑤審判長は、住所又は居所が遠く離れた所にあり、または交通が不便な地域にいる者のために、職権で第 3 項の不变期間に対して付加期間を決めることができる。

⑥審判を請求することができる事項に関する訴は、審決に対するものでなければ提起することができない。

⑦第 150 条第 2 項第 5 号による対価の審決及び第 153 条第 1 項による審判費用の審決又は決定に対しては、独立して第 1 項による訴を提起することができない。

⑧第 1 項による特許法院の判決に対しては、最高裁判所に上告することができる。

第 167 条(被告適格) 第 166 条第 1 項による訴は、特許庁長を被告にして提起しなければならない。但し、第 121 条第 1 項、第 122 条、第 123 条第 1 項及び第 2 項による審判又はその再審の審決に対する訴は、その請求人又は被請求人を被告にして提起しなければならない。

第 168 条(訴提起通知及び裁判書定本送付) ①法院は、審決に対する訴と第 124 条第 1 項(第 164 条で準用する場合を含む)によって準用される第 49 条第 1 項による却下決定に対する訴又は第 166 条第 8 項による上告提起された時には、遅滞なくその趣旨を特許審判院長に通知しなければならない。

②法院は、第 167 条但し書きによる訴に関して訴訟手続きが完結された時には、遅滞なくその事件に対する各審級の裁判書定本を特許審判院長に送らなければならない。

第 169 条(審決又は決定の取り消し) ①法院は、第 166 条第 1 項によって訴が提起された場合にその請求が理由があると認める時には、判決として該当審決又は決定を取り消さなければならない。

②審判官は、第 1 項によって審決又は決定の取り消し判決が確定された時には、再び審理をして審決又は決定をしなければならない。

③第 1 項による判決で取り消しの基本となった理由は、その事件に対して特許審判員を拘束する。

第 170 条(対価に関する不服の訴) ①第 123 条第 3 項による対価に対して審決・決定を受けた者がその対価に不服する時には、法院に訴訟を提起することができる。

- ②第1項による訴訟は、審決・決定の謄本の送達を受けた日から30日以内に提起しなければならない。
 ③第2項による期間は、不变期間にする。

第171条(対価に関する訴訟の被告)第170条による訴訟で第123条第3項による対価に対しては、通常実施権者・専用実施権者又はデザイン権者を被告にしなければならない。

第172条(弁理士の報酬と訴訟費用)訴訟を代理した弁理士の報酬に関しては、「民事訴訟法」第109条を準用する。この場合、“弁護士”は“弁理士”と見る。

第9章 「産業デザインの国際登録に関するヘイグ協定」による国際出願

第1節 特許庁を通じた国際出願

第173条(国際出願)「産業デザインの国際登録に関するヘイグ協定」(1999年世界知識財産機構によってジュネーブ外交会議で採択された条約をいい、以下“ヘイグ協定”という)第1条(VI)による国際登録(以下“国際登録”という)のために出願をしようとする者は、特許庁を通じてヘイグ協定第1条(VII)による国際出願(以下“特許庁を通じた国際出願”という)をすることができる。

第174条(国際出願をすることができる者)特許庁を通じた国際出願をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当しなければならない。2人以上が共同で出願する場合には、各自皆が次の各号のいずれかに該当しなければならない。

1. 大韓民国国民
2. 大韓民国に住所(法人の場合には営業所をいう)がある者
3. その他産業通商資源部令で定めるところによって大韓民国に居所がある者

第175条(国際出願の手続き)①特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、産業通商資源部令で定める方式に従って作成された国際出願書及びその出願に必要な書類(ヘイグ協定の特定締約当事者が要求する書類等をいう)を特許庁長に提出しなければならない。

②国際出願書には、次の各号の事項を書き、または添付しなければならない。

1. ヘイグ協定第1条(VII)による国際出願の趣旨
2. 特許庁を通じた国際出願をしようとする者の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)。国際出願をしようとする者が2人以上であってその住所が互いに異なり代理人がない場合には連絡を受ける住所を追加で書かなければならない。
3. 第174条各号に関する事項
4. デザインの保護を受けようとする国家(ヘイグ協定第1条(XII)による政府間機構を含み、以下“指定国”という)
5. 図面(写真を含む。以下同じ)

6. デザインの対象となる物品及び物品類
7. ヘイグ協定第5条(1)(VI)による手数料の納付方法
8. その他産業通商資源部令で定める事項

③特許庁を通じた国際出願をしようとする者がヘイグ協定第5条(5)による公開延期申請をしようとする場合には、国際出願書に図面に代わって産業通商資源部令で定めるところによる見本を添付することができる。

④特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、指定国が要求する場合に次の各号の事項を国際出願書に含まなければならない。

1. デザインを創作した人の氏名及び住所
2. 図面又はデザインの特徴に対する説明
3. デザイン権の請求範囲

第176条(国際出願書等書類提出の効力発生時期) 国際出願書、その出願に必要な書類及び第177条第2項による書類は、特許庁長に到達した日からその効力が発生する。郵便で提出された場合にもまた同じである。

第177条(記載事項の確認等) ①特許庁長は、国際出願書が到達した日を国際出願書に書いて関係書類と共にヘイグ協定第1条(XXVIII)による国際事務局(以下“国際事務局”という)に送り、その国際出願書の写本を特許庁を通じた国際出願をした者(以下この組で“国際出願人”という)に送らなければならない。

②第1項にもかかわらず特許庁長は、国際出願書の記載事項が次の各号のいずれかに該当する場合には、国際出願人に相当した期間を決めて補完に必要な書類(以下この章で“代替書類”という)の提出を命じなければならない。

1. 産業通商資源部令で定める言語で作成されなかった場合
2. 国際出願の趣旨が明確に表示されなかった場合
3. 特許庁を通じた国際出願をした者の氏名又は名称が書かれておらず、または明確に書かれておらず国際出願人を特定することができない場合
4. 国際出願人(代理人がデザインに関する手続きを踏む場合にはその代理人をいう)と連絡をするための住所等が明確に書かれていらない場合
5. 図面又は見本がない場合
6. 指定国表示がない場合

③第2項による提出命令を受けた者が指定期間内に代替書類を提出した場合には、その代替書類が特許庁長に到達した日を国際出願書が到達した日と見る。

第178条(送達料の納付) ①特許庁を通じた国際出願をしようとする者は、特許庁長が国際出願書及び出願に必要な書類を国際事務局に送るのに必要な金額(以下“送達料”という)を特許庁長に出さなければならない。

②送達料、その納付方法・納付期間、その他必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

③特許庁長は、特許庁を通じた国際出願をしようとする者が送達料を出さない場合には、相当した期間を決めて補正を命じなければならない。

④特許庁長は、第3項による補正命令を受けた者が指定された期間に送達料を出さない場合には、該当手続きを無効にすることができます。

第2節 国際デザイン登録出願

第179条(国際デザイン登録出願)①ヘイグ協定第1条(VI)による国際登録として大韓民国を指定国に指定した国際登録(以下“国際デザイン登録出願”という)は、この法によるデザイン登録出願と見る。

②ヘイグ協定第10条(2)による国際登録日は、この法によるデザイン登録出願日と見る。

③国際デザイン登録出願に対しては、ヘイグ協定第1条(VIII)による国際登録簿(以下“国際登録簿”という)に登載された国際登録名義人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した人の氏名及び住所、デザインの説明はこの法によるデザイン登録出願人の氏名及び住所(法人の場合にはその名称及び営業所の所在地をいう)、図面、デザインの対象となる物品、物品類、デザインを創作した人の氏名及び住所、デザインの説明と見る。

第180条(デザイン登録要件の特例)第33条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第52条、第56条又は第90条第3項によってデザイン公報”は“ヘイグ協定第10条(3)による国際登録公報第56条又は第90条第3項によってデザイン公報”とする。

第181条(デザイン登録出願の特例)①国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に国際登録公開は、第37条第1項によるデザイン登録出願書の提出と見る。

②国際デザイン登録出願に対してこの法を適用する時に国際登録簿に登載された事項と図面は、第37条第1項及び第2項によるデザイン登録出願書の記載事項と図面と見る。

③国際デザイン登録出願に対しては、第37条第2項第2号のうち創作内容の要点及び同条第3項を適用しない。

第182条(出願日認定等の特例)国際デザイン登録出願に対しては、第38条を適用しない。

第183条(国際登録の消滅による国際デザイン登録出願又は国際登録デザイン権の取下げ等)①ヘイグ協定第16条(1)(IV)による放棄及び同協定第16条(1)(V)による減縮等変更事項の登載によって国際登録の全部又は一部が消滅した場合には、その消滅した範囲で該当国際デザイン登録出願の全部又は一部が取り下げられたものと見て、国際登録デザイン権(国際デザイン登録出願人が第198条第2項によって国内で設定登録を受けたデザイン権をいう。以下同じ)の全部又は一部が放棄されたものと見る。

②第1項による取下げ又は放棄の効力は、国際登録簿に該当国際登録の変更事項が登載された日から発生する。

第184条(秘密デザインの特例)国際デザイン登録出願に対しては、第43条を適用しない。

第185条(国際登録公開の延期が申請国際デザイン登録出願の閲覧等)①特許庁長は、ヘイグ協定第11条によって国際登録公開の延期が申請された国際デザイン登録出願に対して次の各号のいずれかに該当する場合には、同協定第10条(5)(a)による秘密写本の閲覧請求に応じなければならない。

1. 国際デザイン登録出願をした者(以下この節で“国際デザイン登録出願人”という)の資格に関する行政的又は司法的手続きの進行を目的に紛争当事者が国際デザイン登録出願に対する閲覧請求をする場合

2. 国際登録簿に登載された国際登録名義人の同意を受けた者が閲覧請求をする場合

②第1項によって秘密写本を閲覧した者は、その閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、または知った内容を漏洩・盗用してはならない。

第186条(出願補正の特例) ①第48条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“図面の記載事項若しくは写真又は見本”は“図面の記載事項”とする。

②国際デザイン登録出願に対しては、第48条第3項を適用しない。

③第48条第4項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第1項から第3項までの規定”は“第1項及び第2項”とし、“第62条によるデザイン登録拒絶決定”は“ハイグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日から第62条によるデザイン登録拒絶決定”とする。

④第48条第5項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第1項から第3項までの規定”は“第1項及び第2項”とする。

第187条(分割出願の特例) ①第50条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“デザイン登録出願の一部”は“第63条による拒絶理由通知を受けた場合にだけデザイン登録出願の一部”とする。

②第50条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第48条第4項”は“第186条第3項”とする。

第188条(条約による優先権主張の特例) 第51条第4項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“デザイン登録出願日”は“ハイグ協定第10条(3)による国際登録公開があった日”とする。

第189条(出願公開の特例) 国際デザイン登録出願に対しては、第52条を適用しない。

第190条(出願公開効果の特例) 第53条第1項を国際デザイン登録出願に対して適用する時“第52条による出願公開”は“ハイグ協定第10条(3)による国際登録公開”とし、同条第2項及び第6項を国際デザイン登録出願に対して適用する時“第52条によって出願公開された”はそれぞれ“ハイグ協定第10条(3)によって国際登録公開された”とする。

第191条(デザイン登録を受けることができる権利承継の特例) ①第57条第3項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“相続若しくはその他の一般承継の場合を除いてはデザイン登録出願人変更申告”は“国際デザイン登録出願人が国際事務局に名義変更申告”とする。

②国際デザイン登録出願に対しては、第57条第4項及び第5項を適用しない。

③第57条第6項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第2項及び第5項”は“第2項”とする。

第192条(優先審査の特例) 第61条第1項第1号を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第52条による出願公開”は“ハイグ協定第10条(3)による国際登録公開”とする。

第193条(拒絶決定の特例) 国際デザイン登録出願に対しては、第62条第1項第2号のうち第37条第4項によつてデザイン登録を受けることができない場合は適用しない。

第 194 条(拒絶理由通知の特例) 第 63 条第 1 項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“デザイン登録出願人には”国際事務局を通じて国際デザイン登録出願人にとする。

第 195 条(職権補正の特例) 国際デザイン登録出願に対しては、第 66 条を適用しない。

第 195 条の 2(デザイン登録決定以後の職権再審査の特例) 国際デザイン登録出願については第 66 条の 2 を適用しない。

第 196 条(登録料及び手数料の特例) ①国際登録デザイン権の存続期間をヘイグ協定第 17 条(2)によって更新しようとする者又は国際デザイン登録出願人は、産業通商資源部令で定める物品及び物品類によって同協定第 7 条(1)による標準指定手数料又は同協定第 7 条(2)による個別指定手数料を国際事務局に出さなければならない。

②第 1 項による標準指定手数料及び個別指定手数料に関する事項は、産業通商資源部令で定める。

③国際デザイン登録出願若しくは国際登録デザイン権に対しては、第 79 条から第 84 条まで及び第 86 条(第 1 項第 2 号による無効審判請求に対する手数料は除く)を適用しない。

第 197 条(登録料及び手数料返還の特例) 第 87 条を国際デザイン登録出願に対して適用する時に同条第 1 項第 3 号は、国際デザイン登録出願に対しては適用しない。

第 198 条(デザイン権設定登録の特例) ①国際デザイン登録出願に対しては、第 90 条第 2 項を適用しない。

②特許庁長は、国際デザイン登録出願に対して第 65 条によるデザイン登録決定がある場合には、デザイン権を設定するための登録をしなければならない。

第 199 条(デザイン権存続期間等の特例) ①国際登録デザイン権は、第 198 条第 2 項によって国内で設定登録された日から発生してヘイグ協定第 10 条(2)による国際登録日(以下 “国際登録日”という)後 5 年になる日まで存続する。但し、国際登録日後 5 年になる日(以下この項で “国際登録満了日”という)以後に登録決定されて第 198 条第 2 項によって国内で設定登録された場合には、設定登録された日から発生して国際登録満了日後 5 年になる日まで存続する。

②第 1 項による国際登録デザイン権の存続期間は、ヘイグ協定第 17 条(2)によって 5 年ごとに更新することができる。

第 200 条(登録デザイン保護範囲の特例) 第 93 条を国際登録デザイン権に対して適用する時に該当国際登録デザイン権の保護範囲は、次の各号の区分による。

1. 第 48 条による補正がない場合:国際登録簿に登載された事項、図面及びデザインの説明
2. 第 48 条による補正がある場合:それぞれ補正されたデザイン登録出願書の記載事項、図面及びデザインの説明

第 201 条(デザイン権登録効力の特例) ①国際登録デザイン権の移転、放棄による消滅又は存続期間の更新は、国際登録簿に登載することで効力が発生する。但し、特許庁長が国際登録デザイン権の移転が第 96 条第 1 項但し書

き又は同条第2項に違反されて効力が発生しないと国際事務局に通知した場合には、この限りでない。

②第98条第1項第1号を国際登録デザイン権に対して適用する時に“移転(相続若しくはその他の一般承継による場合は除く)、放棄による消滅又は処分の制限”は“処分の制限”とする。

③第98条第2項を国際登録デザイン権に対して適用する時に“デザイン権・専用実施権”は“専用実施権”とする。

第202条(デザイン権放棄の特例) ①国際登録デザイン権に対しては、第106条第1項を適用しない。

②第107条を国際登録デザイン権に対して適用する時に“デザイン権・専用実施権”はそれぞれ“専用実施権”とする。

第203条(国際登録簿更正の効力等) ①ヘイグ協定第1条(vii)による国際登録簿の更正(以下この条で“更正”という)がある場合には、該当国際デザイン登録出願は構成されたとおり効力を有する。

②更正の効力は、該当国際デザイン登録出願の国際登録日に遡及して発生する。

③更正が産業通商資源部令で定める事項に関するものとして該当国際デザイン登録出願に対する登録可否決定があつた後に通知された場合にその登録可否決定はなかったものと見る。

第204条(権利侵害に対する禁止請求権等の特例) 国際登録デザイン権に対しては、第113条第2項を適用しない。

第205条(書類の閲覧等の特例) 第206条第2項を国際デザイン登録出願に対して適用する時に“第52条によって出願公開”は“ヘイグ協定第10条(3)によって国際登録公開”とする。

第10章 補則

第206条(書類の閲覧等) ①デザイン登録出願又は審査等に関する証明、書類の謄本又は草本の発給、デザイン登録原簿及び書類の閲覧又はコピーが必要な者は、特許庁長又は特許審判院長に申請することができる。

②特許庁長又は特許審判院長は、第1項の申請があつても第52条によって出願公開されずデザイン権の設定登録がされなかつたデザイン登録出願に関する書類と公共の秩序又は善良な風俗を乱れさせる恐れがあるものは、許可しないことができる。

第207条(デザイン登録出願・審査・審判等に関する書類の搬出及び公開禁止) ①デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審査、再審に関する書類又はデザイン登録原簿は、次の各号のいずれかに該当する場合を除いては外部に搬出することができない。

1. 第59条第1項又は第2項による先行デザインの調査等のためにデザイン登録出願又は審査に関する書類を搬出する場合

1の2. 第152条の2第2項による調停のために、デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録の異議申立、審判、再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

2. 第208条第2項によるデザイン文書電子化業務の委託のためにデザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審査、再審に関する書類やデザイン登録原簿を搬出する場合

3. 「電子政府法」第32条第2項によるオンライン遠隔勤務のためにデザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類若しくはデザイン登録原簿を搬出する場合

②デザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判又は再審で継続中の事件の内容若しくはデザイン登録可否決定・審決又は決定の内容に関しては、鑑定・証言し、または質疑に応答することができない。

第208条(デザイン文書電子化業務の代行) ①特許庁長は、デザインに関する手続きを効率的に処理するためにデザイン登録出願、審査、デザイン一部審査登録異議申立、審判、再審に関する書類又はデザイン登録原簿を電算情報処理組織と電算情報処理組織の利用技術を活用して電子化する業務又はこれと類似した業務(以下“デザイン文書電子化業務”という)をすることができる。

②特許庁長は、デザイン文書電子化業務を産業通商資源部令で定める施設及び人力を取り揃えた法人に委託して遂行するようにすることができる。

③第2項によってデザイン文書電子化業務の委託を受けた者(以下“デザイン文書電子化機関”という)の役員又は役員で在職していた人は、職務上知ったデザイン登録出願中のデザインに関して秘密を漏し、または盗用してはならない。

④特許庁長は、第30条第1項による電子文書で提出されなかったデザイン登録出願で、その他産業通商資源部令で定める書類を第1項によって電子化して特許庁又は特許審判院で使用する電算情報処理組織のファイルに収録することができる。

⑤第4項によってファイルに収録された内容は、該当書類に書かれた内容と同じものと見る。

⑥デザイン文書電子化業務の遂行方法、その他デザイン文書電子化業務の遂行のために必要な事項は、産業通商資源部令で定める。

⑦特許庁長は、デザイン文書電子化機関が第2項による産業通商資源部令で定める施設及び人力基準に及ぶことができない場合、または役職員が職務上知り得たデザイン登録出願中であるデザインに関して、秘密を漏洩したり盗用した場合には是正を命ずることができ、デザイン文書電子化機関が是正命令に従わない場合にはデザイン文書電子化業務の委託を取り消すことができる。この場合、あらかじめ意見を陳述する機会を与えなければならない。

第209条(書類の送達) この法に規定された書類の送達手続き等に関する事項は、大統領令で定める。

第210条(公示送達) ①送達を受ける者の住所若しくは営業所が不明で送達することができない時には、公示送達をしなければならない。

②公示送達は、書類の送達を受ける者にいつでも交付するという意をデザイン公報に掲載することとする。

③最初の公示送達は、デザイン公報に掲載した日から2週間が経つとその効力が発生する。但し、同じ当事者に対する以後の公示送達は、デザイン公報に掲載した日の翌日からその効力が発生する。

第211条(在外者に対する送達) ①在外者としてデザイン管理人がいれば、その在外者に送達する書類はデザイン管理人に送達しなければならない。

②在外者としてデザイン管理人がいなければ、その在外者に送達する書類は航空登記郵便で発送することができる。

③第2項によって書類を航空登記郵便で発送した場合には、その発送をした日に送達されたものと見る。

第 212 条(デザイン公報)①特許庁長は、デザイン公報を発行しなければならない。

②デザイン公報は、産業通商資源部令で定めるところによって電子的媒体で発行することができる。

③特許庁長は、電子的媒体でデザイン公報を発行する場合には、情報通信網を活用してデザイン公報の発行事実・主要リスト及び公示送達に関する事項を知らせなければならない。

④デザイン公報に掲載する事項は、大統領令で定める。

第 213 条(書類の提出等) 特許庁長又は審査官は、当事者に審判又は再審に関する手続き以外の手続きを処理するために必要な書類、その他の品物の提出を命ずることができる。

第 214 条(デザイン登録表示) デザイン権者・専用実施権者又は通常実施権者は、登録デザインに関する物品又はその物品の容器若しくは包装等にデザイン登録の表示をすることができる。

第 215 条(虚偽表示の禁止) 誰でも次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

1. デザイン登録されたものではない物品、デザイン登録出願中ではない物品又はその物品の容器若しくは包装にデザイン登録表示又はデザイン登録出願表示をし、またはこれと混同しやすい表示をする行為
2. 第 1 号の表示をしたものを譲渡・貸与又は展示する行為
3. デザイン登録されたものではない物品、デザイン登録出願中ではない物品を生産・使用・場と又は貸与するため広告・看板又は標札にその物品がデザイン登録又はデザイン登録出願されたものと表示し、またはこれと混同しやすい表示をする行為

第 216 条(不服の制限) ①補正却下決定、デザイン登録可否決定、デザイン登録取り消し決定、審決、審判請求若しくは再審請求の却下決定に対しては、他の法律による不服をすることができず、この法によって不服することができないように規定されている処分に対しては、他の法律による不服をすることができない。

②第 1 項による処分以外の処分に対する不服に対しては、「行政審判法」又は「行政訴訟法」による。

第 217 条(秘密維持命令) ①法院は、デザイン権又は専用実施権の侵害に関する訴訟で当事者が保有した営業秘密(「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」第 2 条第 2 号による営業秘密をいう。以下同じ)に対して次の各号の事由を全て疎明した場合には、その当事者の申請によって決定で他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟によって営業秘密を知った者にその営業秘密をその訴訟の継続的な遂行以外の目的で使用し、またはその営業秘密に関係されたこの項による命令を受けた者以外の者に公開しないことを命ずることができる。但し、その申請時点まで他の当事者(法人の場合にはその代表者)、当事者のために訴訟を代理する者、その他その訴訟によって営業秘密を知った者が第 1 号に規定された準備書面の閲覧若しくは証拠の調査以外の方法でその営業秘密を既に取得している場合には、この限りでない。

1. 既に提出し、または提出しなければならない準備書面又は既に調査し、または調査しなければならない証拠に営業秘密が含まれているということ

2. 第 1 号の営業秘密がその訴訟遂行以外の目的に使用され、または公開されると、当事者の営業に差し支えを与える恐れがあつてこれを防止するために営業秘密の使用又は公開を制限する必要があるということ

②第1項による命令(以下“秘密維持命令”という)の申請は、次の各号の事項を書いた書面にしなければならない。

1. 秘密維持命令を受ける者
2. 秘密維持命令の対象となる営業秘密を特定するに十分な事実
3. 第1項各号の事由に該当する事実

③法院は、秘密維持命令が決まった場合にはその決定書を秘密維持命令を受けた者に送達しなければならない。

④秘密維持命令は、第3項の決定書が秘密維持命令を受けた者に送達された時から効力が発生する。

⑤秘密維持命令の申請を棄却又は却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第218条(秘密維持命令の取り消し) ①秘密維持命令を申請した者又は秘密維持命令を受けた者は、第217条第1項による要件を取り揃えることができず、または取り揃えることができなくなった場合、訴訟記録を保管している法院(訴訟記録を保管している法院がない場合には秘密維持命令を下した法院)に秘密維持命令の取り消しを申請することができる。

②法院は、秘密維持命令の取り消し申請に対する裁判がある場合には、その決定書をその申請をした者及び相手方に送達しなければならない。

③秘密維持命令の取り消し申請に対する裁判に対しては、即時抗告することができる。

④秘密維持命令を取り消す裁判は、確定されるとその効力が発生する。

⑤秘密維持命令を取り消す裁判をした法院は、秘密維持命令の取り消し申請をした者又は相手方以外に該当営業秘密に関する秘密維持命令を受けた者がいる場合にはその者に即時秘密維持命令の取り消し裁判をした事実を知らせなければならない。

第219条(訴訟記録閲覧等の請求通知等) ①秘密維持命令が下された訴訟(全ての秘密維持命令が取り消された訴訟は除く)に関する訴訟記録に対して「民事訴訟法」第163条第1項の決定があった場合に当事者が同項で規定する秘密記載部分の閲覧等の請求をしたがその請求手続きを該当訴訟で秘密維持命令を受けなかった者が踏んだ時には、法院書記官、法院事務官、法院主事又は法院主事補(以下この条で“法院事務官”といふ)は、「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者(その閲覧等の請求をした者は除く。以下第3項で同じ)にその請求直後にその閲覧等の請求があつたという事実を知らせなければならない。

②第1項の場合に法院事務官等は、第1項の請求があつた日から2週間が経つまで(その請求手続きを踏んだ者に対する秘密維持命令申請がその期間内に成り立った場合にはその申請に対する裁判が確定される時点まで)その請求手続きを踏んだ者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をするようにしてはならない。

③第2項は、第1項の閲覧等の請求をした者に第1項の秘密記載部分の閲覧等をするようにすることに対して「民事訴訟法」第163条第1項の申請をした当事者皆の同意がある場合には適用されない。

第11章 罰則

第220条(侵害罪) ①デザイン権又は専用実施権を侵害した者は、7年以下の懲役又は1億ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は告訴がなければ公訴を提起することができない。

第221条(偽証罪)①この法によって宣誓した証人、鑑定人又は通訳人が特許審判院に対して偽りの陳述・鑑定又は通訳をした場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項による罪を犯した者がその事件のデザイン登録可否決定、デザイン一部審査登録異議申立に対する決定又は審決が確定される前に自首した場合には、その刑を減輕し、または免除することができる。

第222条(虚偽表示の罪)第215条を違反した者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第223条(偽り行為の罪)偽り若しくはその他の不正な行為としてデザイン登録又は審決を受けた者は、3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

第224条(秘密維持命令違反罪)①国内外で正当な事由なしに第217条第1項による秘密維持命令を違反した者は、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②第1項の罪は、秘密維持命令を申請した者の告訴がなければ公訴を申請することができない。

第225条(秘密漏泄罪等)①特許庁又は特許審判院職員若しくはその職員として在職していた人がデザイン登録出願中のデザイン(ハイグ協定第11条によって延期申請された国際デザイン登録出願中のデザインを含む)に関して職務上知った秘密を漏らし、または盗用した場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

②特許庁又は特許審判院職員若しくはその職員として在職していた人が第43条第1項による秘密デザインに関して職務上知った場合には、5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金に処する。

③第43条第4項によって秘密デザインを閲覧した者(第43条第4項第4号に該当する者は除く)が同条第5項を違反して閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、または知った内容を漏らす場合には、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

④第185条第1項によって秘密写本を閲覧した者が同条第2項を違反して閲覧した内容を無断で撮影・コピー等の方法で取得し、または知った内容を漏洩・盗用する場合には、2年以下の懲役又は2千万ウォン以下の罰金に処する。

第226条(専門機関等の役員に対する公務員議題)第59条第1項による専門機関又は第208条によるデザイン文書電子化機関の役員若しくは役員として在職していた人は、第225条を適用する時に特許庁職員又はその職員として在職していた人と見る。

第227条(両罰規定) 法人の代表者若しくは法人又は個人の代理人、使用人、その他の従業員がその法人又は個人の業務に関して第220条第1項、第222条又は第223条のいずれかに該当する違反行為をすると、その行為者を罰する以外にその法人には次の各号の区分による罰金刑を、その個人には該当条文の罰金刑を科する。但し、法人又は個人がその違反行為を防止するために該当業務に関して相当な注意と監督を怠らなかった場合には、この限りでない。

1. 第220条第1項の場合:3億ウォン以下の罰金

2. 第 222 条又は第 223 条の場合: 6 千万ウォン以下の罰金

第 228 条(沒収等) ①第 220 条第 1 項に該当する侵害行為を造成した品物又はその侵害行為から生じた品物は、沒収し、または被害者の請求によって被害者に交付することを宣告しなければならない。

②被害者は、第 1 項による品物を受け取った場合には、その品物の価額を超過する損害額に対してのみ賠償を請求することができる。

第 229 条(過料) ①次の各号のいずれかに該当する者には、50 万ウォン以下の過料を賦課する。

1. 第 145 条によって準用される「民事訴訟法」第 299 条第 2 項及び第 367 条によって宣誓をした者として特許審判院に対して偽りの陳述をした者
2. 特許審判院から証拠調査又は証拠保全に関して書類若しくはその他の物件提出又は提示の命令を受けた者として正当な理由なしにその命令に従わない者
3. 特許審判院から証人、鑑定人又は通訳人に出席要求された人として正当な理由なしに出席要求に応じず、宣誓・陳述・証言・鑑定又は通訳を拒否した者

②第 1 項による過料は、大統領令で定めるところによって特許庁長が賦課・徴収する。

附 則

第 1 条(施行日) 本法は、1990 年 9 月 1 日から施行する。

第 2 条(一般的経過措置) 本法は、附則第 3 条乃至第 7 条に特別に規定した場合を除き、本法の施行前に発生した事項にも適用する。但し、従前の規定によって発生した効力に対しては影響を及ぼない。

第 3 条(出願等に関する経過措置) 本法の施行前にした意匠登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する不服抗告審判は、従前の規定による。

第 4 条(権利設定された登録意匠の審判等に関する経過措置) 本法の施行前にした意匠登録出願によって権利設定された登録意匠に関する審判・抗告審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。

第 5 条(補正の却下に関する経過措置) 本法の施行前にした補正に関しては、従前の規定による。

第 6 条(意匠権の収用等に関する経過措置) 本法の施行前に請求した意匠権の制限・収用・取消し・実施に関する処分若しくは訴訟は、従前の規定による。

第 7 条(審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置) 本法の施行前に請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手續・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附 則[1993.3.6]

本法は、公布した日から施行する。[但し書き省略]

附 則[1993.12.10]

- ①(施行日) 本法は、1994年1月1日から施行する。
- ②(意匠権の存続期間に関する経過措置) 本法の施行前に設定された意匠権及び意匠登録出願され設定された意匠権の存続期間は、第40条第1項の改正規定にかかわらず従前の規定による。
- ③(意匠登録料等の返還期間に関する経過措置) 本法の施行前に誤りによって納付された意匠登録料及び手数料の返還に関しては、従前の規定による。
- ④(意匠登録料の返還に関する適用例) 意匠登録に関する無効審決の確定による意匠登録料の返還に関する第36条第1項第2号の改正規定は、本法施行以後に無効審決が確定されるものから適用する。

附 則[1995.1.5]

第1条(施行日) 本法は、1998年3月1日から施行する。

- 第2条(係属中の事件に関する経過措置)** ①本法の施行前に審判が請求されたり拒絶査定又は補正却下決定に対する抗告審判が請求され係属中の事件は、本法によって特許審判院に審判が請求され係属中であるものと見なす。②本法の施行前に審決に対する抗告審判が請求されたり審判請求書却下決定に対する即時抗告が請求され係属中の事件は、本法によって特許法院に訴えが提起され係属中であるものと見なす。

第3条(不服を提起することができる事件等に関する経過措置) ①本法の施行当時に審判の審決、審判請求書の却下決定、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定が送達された事件として従前の規定による抗告審判所に不服をしなかったものに対しては本法施行日から30日以内に、審判の審決と審判請求書の却下決定に対しては第75条の規定によって準用される特許法第186条第1項の規定による訴えを提起することができ、拒絶査定又は審査官の補正却下の決定に対しては第72条の規定によって準用される特許法第132条の3又は第132条の4の規定による審判を請求することができる。但し、本法施行当時すでに従前の規定によって不服期間が経過したものは、この限りでない。

②本法施行当時に抗告審判の審決、抗告審判請求書の却下決定、抗告審判官の補正却下の決定が送達された事件として大法院に不服をしなかったものに対しては、本法施行日から30日以内に大法院に不服をすることができる。但し、本法施行当時すでに従前の規定による不服期間が経過したものは、この限りでない。

③本法の施行前に大法院に不服が提起され係属中の事件及び第2項の規定による不服が提起される事件は、本法によって大法院に係属中であつたり提起されたものと見なす。

第4条(再審事件に関する経過措置) 附則第2条及び附則第3条の規定は係属中である再審事件に関してこれを準用する。

- 第5条(書類の移管等)** ①特許庁長は、附則第2条第1項(附則第4条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許審判院長に移管しなければならない。②特許庁長は、附則第2条第2項(附則第4条の規定によって準用される場合を含む。)に規定された係属中の事件に関する書類を遅滞なく特許法院長に移管しなければならない。この場合、書類の移管等に関して必要な事項は、大法院規則で定める。

附 則[1995.12.29]

①(施行日)本法は、1996年7月1日から施行する。

②(審判の手続・費用及び損害賠償等に関する経過措置)本法の施行前に行った行為に対して請求した審判・抗告審判・再審及び訴訟に関する手続・費用及び損害賠償等は、従前の規定による。

附 則[1997.4.10]

本法は、1997年7月1日から施行する。[但し書き省略]

附 則[1997.8.22]

第1条(施行日)本法は、1998年3月1日から施行する。

第2条(出願等に関する経過措置)本法の施行前に行った意匠登録出願に関する審査及び拒絶査定に関する審判は、従前の規定による。

第3条(登録意匠の審判等に関する経過措置)本法の施行前に行った意匠登録出願によって権利設定された登録意匠に関する審判、再審及び訴訟は、従前の規定による。

第4条(補正の却下に関する経過措置)本法の施行前に行った補正に関しては、従前の規定による。

第5条(新規性喪失の例外認定に関する適用例)第8条第1項及び第2項の改正規定は、本法施行後、最初に行う意匠登録出願から適用する。

第6条(意匠権の存続期間延長に関する適用例)第40条第1項の改正規定は、本法施行の後、最初に意匠登録出願して登録された意匠権から適用する。

第7条(他人の意匠権等との関係に関する適用例)第45条第2項の改正規定は、本法施行の後、最初に意匠登録出願して登録される意匠権者又はその専用実施権者からこれを適用する。

附 則[1998.9.23]

本法は、1999年1月1日から施行する。[但し書き省略]

附 則[2001.2.3]

①(施行日) この法は、2001年7月1日から施行する。但し、第36条第2項及び第3項の改正規定は、公布した日から施行する。

②(一般的経過措置) この法施行当時提出された意匠登録出願の登録要件・分割・変更・審査・意匠登録・意匠権・意匠無審査登録異議申立・審判・再審及び訴訟は、従前の規定による。但し、次の各号の1に該当する場合には、この限りでない。

1.多意匠登録出願に対して意匠別放棄をするにおいては、第31条の2の改正規定を適用する。 2.登録料の追加納付による意匠登録出願又は意匠権を遡及して存続擬制するにおいては、第33条の2の改正規定を適用する。

3.意匠登録拒絶査定に対する審判を請求するにおいては、第 72 条の改正規定で準用する特許法第 140 条の 2 第 1 項但書き及び第 3 項を適用する。

附 則[2002.1.26 : 民事訴訟法]

この法は、2002 年 7 月 1 日から施行する。

附 則[2002.12.11]

- ①(施行日) この法は、公布後 5 ヶ月が経過した日から施行する。
- ②(意匠無審査登録異議申立の処理に関する適用例) 第 30 条第 2 項の改正規定は、この法施行後最初に申請される意匠無審査登録異議申立から適用する。

附 則[2004.12.31]

第 1 条(施行日) この法は、公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(出願等に関する経過措置) この法の施行前に行われた意匠登録出願に関する登録要件・出願の変更・審査・審判・再審および訴訟は従前の規定による。

第 3 条(登録意匠の審判等に関する経過措置) この法の施行前に行われた意匠登録出願により権利設定された登録意匠に関する無審査登録異議申立・審判・再審および訴訟は従前の規定による。

第 4 条(登録意匠等の名称変更に関する経過措置) この法の施行当時、従前の規定による登録意匠または意匠登録出願は、この法の改正規定による登録デザインまたはデザイン登録出願とみなす。

第 5 条(他の法律の改正) 省略

附 則[2005.5.31]

この法は、2005 年 9 月 1 日から施行する。

附 則[2006.3.3]

この法は、公布した 後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

附 則[2007.1.3]

第 1 条(施行日) この法は、公布した日から施行する。但し、第 4 条後段、第 13 条第 2 項、第 16 条第 3 項、第 18 条第 3 項乃至第 6 項、第 23 条の 6、第 26 条第 2 項、第 29 条の 5 乃至第 29 条の 9、第 30 条第 2 項、第 36 条第 1

項第3号・第2項・第3項、第50条の2、第72条後段及び第81条後段の改正規定は、2007年7月1日から施行する。

第2条(秘密デザインに関する適用例) 第13条第2項の改正規定は、2007年7月1日以後最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第3条(先出願等に関する適用例) ①第16条第3項の改正規定は、2007年7月1日以後最初にデザイン登録出願をしたあとそのデザイン登録出願を放棄し、又はデザイン登録出願に対して拒絶決定又は拒絶するという旨の審決が確定されるものから適用する。

②第23条の6の改正規定は、2007年7月1日以後最初に出願したデザイン登録出願に対して拒絶決定又は拒絶するという旨の審決が確定されるものから適用する。

第4条(出願の補正に関する適用例) 第18条第3項の改正規定は、2007年7月1日以後最初に補正する単独のデザイン登録出願から適用する。

第5条(デザイン登録拒絶決定に対する適用例) 第26条第2項の改正規定は、2007年7月1日以後最初に出願するデザイン無審査登録出願から適用する。

第6条(登録料等の返還に関する適用例) 第36条第1項第3号の改正規定と同条第2項及び第3項の改正規定中、デザイン登録出願料に関する部分は、2007年7月1日以後最初に出願するデザイン登録出願から適用する。

第7条(先出願による通常実施権に関する適用例) 第50条の2の改正規定は、2007年7月1日以後最初にデザイン登録出願をして同改正規定の要件を備えたものから適用する。

第8条(弁理士の報酬に関する適用例) 第75条の改正規定は、この法施行後弁理士が訴訟を代理するものから適用する。

第9条(登録料等の返還に関する経過措置) 2007年7月1日以前にデザイン登録取消決定又はデザイン登録を無効にするという審決が確定された場合において第36条第1項第2号の登録料該当分の返還請求に関しては、第36条第2項及び第3項の改正規定にかかわらず従前の第36条第3項に従う。

附 則[2007.05.17]

第1条(施行日) この法は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(登録料等の返還に関する適用例) 第36条第3項の改正規定は、この法施行当時従前の規定による返還期間が経過していない登録料と手数料に対しても適用する。

付 則(政府組織法)<第8852号、2008.2.29>

第1条(施行日) この法は公布した日から施行する。但し、…<省略>…、付則第6条により改正される法律のうち、この法の施行前に公布されたが施行日が到来していない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日より施行する。

第2条から第5条まで 省略

第6条(他の法律の改正) ①から<740>まで 省略

<741>デザイン保護法の一部を下記の通り改正する。

第9条第6項前段、同条第7項、第11条第2項、第11条の2第2項、第12条第2項、第23条の2第1項本文、第31条第2項、第34条第2項、第35条第2項・第3項及び第78条第2項のうち“産業資源部令”を各々“知

識経済部令”にし、第 31 条の 2 第 2 項及び第 62 条第 2 項各号外の部分のうち“産業資源部令”を各々“知識経済部令”にする。

<742>から<760>まで 省略

第 7 条 省略

付 則<第 9223 号、2008.12.26>

この法は公布した日から施行する。

付 則(特許法)<第 9381 号、2009.1.30>

第 1 条(施行日) この法は 2009 年 7 月 1 日から施行する。<但し書省略>

第 2 条から第 10 条まで 省略

第 11 条(他の法律の改訂) デザイン保護法一部を次の通り改正する。

第 89 条のうち“「特許法」第 229 条の 2”を“「特許法」第 226 条の 2”にする。

付 則<第 9764 号、2009.6.9>

第 1 条(施行日) この法は 2009 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条(デザイン登録料の納付、追加納付及び保全等に関する適用例) 第 31 条、第 33 条、第 33 条の 2 及び第 33 条の 3 の改正規定は、この法施行後最初に登録料を納付、追加納付するか保全するものから適用する。

第 3 条(審判請求書等の補正に関する適用例) 第 72 条の 2 第 2 項及び第 72 条の 3 第 2 項の改正規定は、この法施行後最初に審判を請求するものから適用する。

第 4 条(一般的経過措置) この法施行当時以前の規定により出願されたデザイン登録出願に関しては、従前の規定による。

付 則(電子政府法)

第 1 条(施行日) この法は、公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで 省略

第 5 条(他の法律の改正) ①から⑦まで 省略

⑧デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第 77 条第 1 項第 3 号中“「電子政府法」第 30 条”を“「電子政府法」第 32 条第 2 項”にする。

⑨から⑯まで 省略

第 6 条 省略

付 則<法律第 10809 号、2011.6.30>

この法は、「大韓民国とヨーロッパ連合及びその会員国間の自由貿易協定」が発効する日から施行する。

付 則 <法律第 11848 号、2013.5.28>

第 1 条(施行日) この法は、2014 年 7 月 1 日から施行する。但し、第 4 条の改正規定及び付則第 11 条は 2013 年 7 月 1 日から施行し、第 9 章(第 173 条から第 205 条まで)の改正規定はヘイグ協定が大韓民国に対しその効力を発生する日から施行する。

第 2 条(一般的適用例) この法は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 3 条(拡大された先出願の例外に関する適用例) 第 33 条第 3 項但し書きの改正規定は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 4 条(関連デザイン登録出願に関する適用例) ①第 35 条第 1 項の改正規定は、この法施行前の登録デザイン又はデザイン登録出願とだけ類似したデザインとしてこの法施行後 1 年以内に関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

②第 35 条第 3 項の改正規定は、この法施行前に専用実施権が設定されたデザイン権のデザインとだけ類似のデザインとして、この法施行後関連デザインでデザイン登録出願されたものに対しても適用する。

第 5 条(審判請求による補正に関する適用例) 第 48 条第 4 項第 3 号の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願に対してこの法施行後にデザイン登録拒絶決定を受けたものに対しても適用する。

第 6 条(複数デザイン登録出願の補正却下決定による審査中止に関する適用例) 第 49 条第 3 項の改正規定は、この法施行前に出願された複数デザイン登録出願としてこの法施行後その一部デザインに対して補正却下決定をしたものに対しても適用する。

第 7 条(職権補正に関する適用例) 第 66 条の改正規定は、この法施行前に出願されたデザイン登録出願としてこの法施行後にデザイン登録決定をする時にも適用する。

第 8 条(複数デザインに対するデザイン一部審査登録異議申立に関する適用例) 第 68 条第 1 項の改正規定は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 9 条(登録料の追加納付及び返還等に関する定用例) 第 84 条第 1 項及び第 87 条第 1 項第 3 号の改正規定は、この法施行後出願されたデザイン登録出願に対するものから適用する。

第 10 条(デザイン権の存続期間に関する適用例) 第 91 条の改正規定は、この法施行後出願されてデザイン登録されたデザイン権から適用する。

第 11 条(複数登録デザインの放棄に関する適用例) 第 105 条の改正規定は、この法施行前に複数デザイン登録されたデザイン権に対しても適用する。

第 12 条(デザイン登録無効審判に関する適用例) 第 121 条第 1 項の改正規定は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 13 条(権利範囲確認審判に関する適用例) 第 122 条の改正規定は、この法施行後出願したデザイン登録出願から適用する。

第 14 条(禁治産者等に対する経過措置) 第 4 条第 1 項の改正規定による被成年後見人及び被限定後見人には、法律第 10429 号民法一部改正法律付則第 2 条によって禁治産又は限定治産宣告の効力が維持される者を含むものと見る。

第 15 条(類似デザインに関する経過措置) この法施行当時従前の規定によって類似デザインに登録出願され、または登録されたデザインに対しては、関連デザインに関する第 35 条、第 37 条、第 49 条、第 54 条、第 62 条、第 91 条、第 92 条、第 96 条、第 97 条及び第 121 条の改正規定にもかかわらず以前の規定に従う。

第 16 条(従前法律の改正による放棄・拒絶決定された出願の先出願否認定に関する経過措置) 2007 年 7 月 1 日

前にデザイン登録出願をした後その出願を放棄し、またはその出願に対して拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されることに対しては、従前の規定(法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律に改定される前の法第 16 条第 3 項をいう)に従う。

第 17 条(従前法律の改正による拒絶決定された出願のデザイン公報掲載に関する経過措置) 2007 年 7 月 1 日前にデザイン登録出願をした後その出願に対して拒絶決定又は拒絶するという趣旨の審決が確定されることに対しては、法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律第 23 条の 6(この法第 56 条の改正規定に該当する)を適用しない。

第 18 条(従前法律の改正による先出願による通常実施権に関する経過措置) 2007 年 7 月 1 日前に出願したデザイン登録出願に対しては、先出願による通常実施権の要件を取り揃えた場合でも法律第 8187 号デザイン保護法一部改正法律第 50 条の 2(この法第 101 条の改正規定に該当する)を適用しない。

第 19 条(他の法律の改正) ①法院組織法一部を次のように改正する。

第 28 条の 4 第 1 号及び第 54 条の 2 第 2 項中“デザイン保護法第 75 条”を“「デザイン保護法」第 166 条”とする。

②実用新案法一部を次のように改正する。

第 27 条第 2 項中“「デザイン保護法」第 61 条”を“「デザイン保護法」第 112 条”とする。

③特許法一部を次のように改正する。

第 55 条第 3 項中“「デザイン保護法」第 45 条及び第 52 条第 3 項”を“「デザイン保護法」第 95 条及び第 103 条第 3 項”とする。

第 102 条第 4 項中“「デザイン保護法」第 70 条”を“「デザイン保護法」第 123 条”とする。

第 105 条第 2 項中“デザイン保護法第 61 条の規定によって準用される第 118 条第 1 項”を“「デザイン保護法」第 104 条第 1 項”とする。

第 20 条(他の法令との関係) この法施行当時他の法令で従前の「デザイン保護法」の規定を引用している場合にこの法のうちそれに該当する規定があれば、従前の規定を替えてこの法の該当規定を引用したものと見る。

付 則 <法律第 11962 号、2013.7.30>(弁理士法)

第 1 条(施行日)この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、…(省略)…、付則 第 10 条第 5 項は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

第 2 条から第 9 条まで省略。

第 10 条(他の法律の改正)①から③まで省略。

④デザイン保護法の一部を次の通り改正する。

第 9 条第 1 項第 2 号、第 29 条の 2 第 2 項第 1 号の 2、第 29 条の 8 第 1 項第 3 号、第 72 条の 2 第 1 項第 2 号、第 72 条の 3 第 1 項第 2 号、及び第 72 条の 26 第 2 項第 3 号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)とする。

⑤法律第 11848 号デザイン保護法全文改正法律の一部を次の通り改正する。

第 37 条第 1 項第 2 号、第 68 条第 2 項第 2 号、第 74 条第 1 項第 3 号、第 126 条第 1 項第 2 号、第 127 条第 1 項第 2 号、及び第 150 条第 2 項第 3 号中“特許法人”を各々“特許法人・特許法人(有限)とする。

⑥省略

付 則 <法律第 12288 号、2014.1.21>

この法は公布した日から施行する。但し、法律第 11848 号デザイン保護法全文改正法律第 86 条第 2 項の改正規定は 2014 年 7 月 1 日から施行する。

付 則 <法律第 13840 号、2016.1.27>

第 1 条(施行日) この法は公布後 3 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(デザイン権の回復申請に関する適用例) 第 84 条第 3 項の改正規定は、この法の施行後、最初にデザイン権の回復を申請した場合から適用する。

第 3 条(従前の「国民基礎生活保障法」第 5 条の規定による受給権者のデザイン登録出願に関する経過措置) この法の施行前にしたデザイン登録出願に関しては、第 86 条第 2 項の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

第 4 条(登録料の返還に関する適用例) 第 87 条第 1 項第 2 号の改正規定は、この法の施行後、最初にデザイン権を放棄した場合から適用する。

第 5 条(補正却下決定、デザイン登録拒絶決定またはデザイン登録取消決定が取消された場合の適用例) 第 87 条第 1 項第 4 号の改正規定は、この法の施行後、最初に補正却下決定、デザイン登録拒絶決定またはデザイン登録取消決定が取消された審判請求(再審請求を含む。以下付則において同じ。)から適用する。

第 6 条(審判請求が決定で却下された場合の適用例) 第 87 条第 1 項第 5 号の改正規定は、この法の施行後、最初に却下決定が確定された審判請求から適用する。

第 7 条(参加申込を取り下げた場合の適用例) 第 87 条第 1 項第 6 号の改正規定は、この法の施行後、最初に取り下げた参加申請から適用する。

第 8 条(参加申請が決定で拒否された場合の適用例) 第 87 条第 1 項第 7 号の改正規定は、この法の施行後、最初に決定で拒否された参加申請から適用する。

第 9 条(審判請求を取り下げた場合の適用例) 第 87 条第 1 項第 8 号の改正規定は、この法の施行後、最初に取り下げた審判請求から適用する。

付 則 <法律第 14032 号、2016.2.29>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(手続の後日補完に関する経過措置) この法施行当時の従前の規定により、手続を後日に補完することができる期間が既に経過した場合には、第 19 条の改正規定にかかわらず、従前の規定に従う。

付 則 <法律第 14686 号、2017.3.21>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(一般的適用例) 第 36 条、第 48 条第 4 項及び第 51 条第 4 項の改正規定は、この法施行以降出願したデザイン登録出願から適用する。

付 則 <法律第 15579 号、2018.04.17>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。但し、第 28 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定は公布した日から施行する。

付 則 <法律第 16203 号、2019.01.08>

この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

付 則 <法律第 17526 号、2020.10.20>

第 1 条(施行日) この法は公布した日から施行する。

第 2 条(デザイン権または専用実施権侵害訴訟に関する適用例) 第 115 条第 7 項および第 8 項の改正規定は、この法施行後の発生した違反行為から適用する。

付 則 <法律第 17725 号、2020.12.22>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(損害額の推定に関する適用例) 第 115 条の改正規定は、この法施行後、最初に損害賠償が請求された場合から適用する。

付 則 <法律第 18093 号、2021.04.20>

第 1 条(施行日) この法は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(一般的適用例) この法は法施行後の出願したデザイン登録出願から適用する。

付 則 <法律第 18404 号、2021.8.17>

第 1 条(施行日) この法は公布後、3 ヶ月が経過した日から施行する。ただし、第 86 条および第 87 条の改正規定は公布後、6 ヶ月が経過した日から施行する。

第 2 条(特許料および手数料の減免に関する適用例) ①第 86 条の改正規定のうち、登録料の減免に関する部分は同じ改正規定施行後の第 65 条によるデザイン登録決定または第 157 条第 1 項によるデザイン登録拒絶決定取消審決(デザイン登録を決定した審決に限定するが、再審審決を含む。)の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

②第 86 条の改正規定のうち、手数料減免に関する部分は同じ改正規定施行後の出願するデザイン登録出願から適用する。

第 3 条(登録料および手数料の返還に関する適用例) 第 87 条第 1 項第 3 号の改正規定は、同改正規定施行後に取下または放棄したデザイン登録出願から適用する。

第 4 条(審判事件の調停委員会の回付に関する適用例) 第 152 条の 2 の改正規定は、この法施行当時の審判が進行中である事件にも適用する。

第 5 条(減免額徴収等に関する経過措置) 第 86 条第 3 項の改正規定施行前に虚偽やその他の不正な方法で登録料または手数料の減免を受けた者については、同改正規定にかかわらず従前の規定に従う。

付 則 <法律第 18500 号、2021.10.19>

第1条(施行日) この法は公布後、6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条(手続の無効に関する適用例) 第18条第2項の改正規定は、この法施行前に補正命令を受けた者が正当な事由で補正期間を守れず、デザインに関する手続きが無効になった場合であって、この法施行当時、その事由が消滅した日から2ヶ月が過ぎない場合に対しても適用する。

第3条(出願の補正に関する適用例) 第48条第4項の改正規定は、この法施行前にデザイン登録拒絶決定謄本の送達を受けた場合で、この法施行当時、第64条第1項による再審査請求期間が終わっていない場合に対しても適用する。

第4条(補正却下に関する適用例) 第49条第2項の改正規定は、この法施行以後、補正却下決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願(複数デザイン登録出願された一部デザインについて却下決定をした場合には、その一部デザインをいう。)から適用する。

第5条(出願の分割に関する適用例) 第50条第4項および第5項の改正規定は、この法施行以後の出願した分割出願から適用する。

第6条(デザイン登録決定以後の職権再審査等に関する適用例) 第63条第1項および第66条の2の改正規定は、この法施行以後の出願したデザイン登録出願から適用する。

第7条(再審査の請求に関する適用例) 第64条第1項の改正規定は、この法施行以後の第62条によるデザイン登録拒絶決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

第8条(登録料の追加納付または補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等に関する適用例) 第84条第1項の改正規定は、この法施行前に出願人等が正当な事由で登録料納付期間内に登録料を払わなかったり補填期間内に補填しなかった場合で、この法施行当時、その事由が消滅した日から2ヶ月が過ぎていない場合に対しても適用する。

第9条(質権行使等によるデザイン権の移転にともなう通常実施権に関する適用例) 第110条の改正規定は、この法施行以後の共有であるデザイン権の分割を請求した場合から適用する。

第10条(清算手続きが進行中である法人のデザイン権消滅に関する適用例) 第111条第2項の改正規定は、この法施行以後の清算終結登記がされた法人のデザイン権から適用する。

第11条(補正却下決定に対する審判に関する適用例) 第119条の改正規定は、この法施行以後の補正却下決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

第12条(デザイン登録拒絶決定またはデザイン登録取消決定に対する審判に関する適用例) 第120条の改正規定は、この法施行以後の拒絶決定謄本の送達を受けたデザイン登録出願または登録取消決定の謄本の送達を受けた登録デザインから適用する。